

刑事司法手続きにおける外国人の権利保障：その原則と運用

—新潟県の実情に即して—

堀江薫

1 総論：問題の所在

(1) 問題の所在

新潟県は、複数の海港と、新潟空港を有していることから、多数の外国人が出入国している⁽¹⁾。2002年に県内の海港・空港を利用して入国した外国人は35428人、出国した外国人は32014人である。国籍別外国人出入国者数は、中国からの入国者11495人・中国への出国者9699人、ロシアからの入国者9498人・ロシアへの出国者9012人、韓国からの入国者9009人・韓国への出国者8121人、北朝鮮からの入国者4175人・北朝鮮への出国者4020人、アメリカからの入国者291人・アメリカへの出国者276人などとなっている。

このことは、来日外国人や、すでに新潟に在住している外国人が、犯罪の被害者になったり、自ら犯罪に関与したりする事例が当然生じうることも意味している。このような場合に、その外国人が、日本語や日本の司法手続きを十分に解していれば格別の問題は生じないが、日本語を全く解しないとき、あるいは十分な理解力を有していないときは、通訳人を付したり、種々の手続き書類に翻訳文を添付したりするなどの、特別な配慮が必要となる。

とりわけ、外国人が犯罪の被疑者・被告人となる場合は、その必要性はきわめて大きい。まず、刑法第1条第1項は、「この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する」と規定して、原則的に属地主義を採用しているので、外国人が国内で犯罪を行った場合も日本の刑法が適用されることになる。このとき、憲法・刑事訴訟法等での被疑者・被告人の諸権利の保障は外国人にも及ぶ⁽²⁾のであるが、後掲図1にあるような、被疑者の取り調べ・逮捕・証拠収集、逮捕後の留置・勾留から、起訴後の公判、確定判決後の懲役・禁錮その他の刑の執行までの一連の刑事司法過程⁽³⁾では重大な身体的自由の侵害が随伴するために、例えば、逮捕時に罪となるべき事実等の要旨の告知を行い、請求に基づき勾留理由の開示を行い、公判廷で防御権を行使する際に、あるいは留置場や刑務所内での処遇を受ける際に、言葉の壁があることによって、種々の権利が不測の侵害を被るおそれが生じる。また、当該外国人の本国と日本とでは、犯罪や刑罰の内容や、刑事手続きや、被疑者・被告人の手続き上の地位などが異なる場合があることにより不測の事態を生じるおそれもある⁽⁴⁾。このような場合には、日本語を理解しない外国人に対して、通訳人を付したり、翻訳文を添付したりすることが、その外国人の権利の保護のために必要になるのである。

本稿では、本共同研究の趣旨に鑑み、刑事司法手続きにおける外国人の権利の保障が、新潟県において具体的にどのように行われているのか、どのような課題があるのかなどについて、主に通訳体制との関連から考察する。したがって、現状ならびに制度の把握が中心となり、詳細な分析や批判的考察は今後の課題とするものである。個別的事例については、弁護士に対する聞き取り調査で得られた知見が興味深いものであり、当該領域に関する今後の踏

み込んだ考察のために有用であると考えられる。なお、本稿は、本学国際教養学科助教授黒田俊郎との共同調査によって得られた知見に依拠するところが大きく、同時に黒田より多大の教示を受けたことをあらかじめ付記しておく。

(2) 刑事司法過程の概観図

本稿の目的に関連する刑事司法過程は、概略、以下の通りである。

図1 刑事司法過程

犯罪の発生

↓

捜査の端緒：被害届、告訴、現行犯逮捕、自首、告発、検視、警察官による聞き込み、職務質問、自動車検問その他

↓

捜査の実行：犯人の発見・特定、証拠の発見・収集・保全

在宅事件（被疑者を逮捕しない＝任意捜査の原則）での被疑者の取調べ

強制捜査（私人もしくは警察官等による現行犯逮捕の場合以外の、通常逮捕〈逮捕状請求〉、緊急逮捕〈逮捕後直ちに逮捕状請求〉では令状によるのが原則＝強制処分法定主義）による身柄拘束（留置）と被疑者取調べ、弁解録取書作成

被疑者取調べの際の、供述拒否権・犯罪事実の要旨・弁護人選任権・外国人に対する領事機関への通報意思確認などの諸権利の告知

司法警察職員による被疑者供述調書（いわゆる員面調書）作成

被疑者や目撃者などの参考人からの事情聴取、参考人供述調書作成

物的証拠収集・保全のための令状に基づく強制処分（捜索・押収・検証）、鑑定

[被害者または被疑者が外国人である場合には、通訳人を付したり、逮捕状その他に翻訳文を添付したりするなどして、権利保障に配慮がなされるほか、とくに留置・勾留に際しては、言語、宗教、食生活、生活習慣等の違いに配慮した適正な処遇が行われる]

[被疑者が留置ないし勾留によって身体を拘束されている間に、当該地域の弁護士会が、速やかに弁護士を派遣する当番弁護士制度がある。初回の面会は無料であり、その後の面会の費用については、資力のない場合には法律扶助制度を利用することができる。外国人被疑者の場合には、当番弁護士が弁護士会から依頼された通訳人とともに被疑者と接見し、日本の刑事司法過程や、被疑者・被告人の権利や手続き上の地位や、留置・勾留中の処遇などについて、詳細に説明するのが通例である]

↓

検察官送致：在宅事件（書類送致）、または強制捜査（身柄付き送致）

[全件送致が原則だが、例外として、検察官が指定した微罪事件について警察かぎりで事件の手続きを終了する微罪処分がある]

[なお、検察官の事件受理形態としては、司法警察員からの事件送致のほかに、告訴・告発・自首に係る事件についての司法警察員からの事件送付、検察官が司法警察員を経由しないで直接に告訴・告発・自首・請求を受ける直受、検察官が自ら犯罪を探知して捜査に着手する認知、不起訴処分または中止処分に付した事件について再び捜査に着手する再起がある]

検察段階の捜査：被疑者の身柄の確保（逮捕、勾留請求）、証拠の収集・保全

検察官による被疑者供述調書（いわゆる検面調書）作成

↓

検察官による裁判官に対する勾留請求

↓

→釈放される場合もある

勾留：勾留理由開示・接見交通権

↓

検察官の事件処理

→不起訴とされる場合もある（まず、被疑者死亡、親告罪についての告訴取り消し、公訴時効の完成等により、訴訟条件を欠く場合、被疑者が犯罪時心神喪失であるなど被疑事件が犯罪とならない場合、被疑者の人違いや証拠不十分などにより犯罪の嫌疑が不十分または不存在の場合がある。そのほかに、犯罪が成立し訴訟要件を備えている事件でも、犯人の性格・境遇や情状等を考慮して検察官がその裁量で不起訴とする起訴猶予の場合を含む＝起訴便宜主義：なお、不起訴処分の場合、被害者等は検察審査会に当該処分の適否につき不服申し立てを行ったり、一定の事件について地方裁判所に対して不審判請求したりすることができる）

↓

起訴：公判請求（公開法廷での審理を求める起訴）

[被疑者は、自ら弁護人を依頼し（私選弁護人）、または貧困による資力不足等の場合には裁判所に弁護人の選任を請求する権利を有する（国選弁護人）。外国人被疑者の場合には、上記・当番弁護士が、起訴後の国選弁護人となることが多い]

略式命令請求（略式起訴：簡易裁判所が50万円以下の罰金または科料を科すべき場合であって、被疑者同意のうえで、公判を開かずに、簡易裁判所が書面審理だけで刑を言い渡す簡易な刑事裁判手続きによって行われる裁判を請求する起訴）

即決裁判請求（簡易裁判所が、道路交通法違反事件の簡易迅速な処理のために、即日期日に公開法廷で証拠調べその他を行い、50万円以下の罰金又は科料を科することができる、交通事件即決裁判手続きを求める起訴）

↓

裁判：冒頭手続（人定質問、起訴状朗読、被告人に対する黙秘権等の告知、被告人および弁護人の陳述）

証拠調べ手続（検察官の冒頭陳述、被告人の冒頭陳述、犯罪事実の立証、被告人質問、情状の立証）

弁論手続（検察官の論告〔求刑〕、弁論、被告人の最終陳述）

判決（有罪、無罪等の判決の宣告）

[被害者・目撃証人や被告人が外国人である場合には、裁判の過程で、通訳・翻訳等の言語上の配慮が行われる]

↓

（控訴・上告することができる）

裁判の確定（判決が通常の上訴では争うことができなくなった状態）

↓

執行：財産刑での罰金・科料の徴収による執行もしくは執行猶予、自由刑での懲役・禁錮・拘留の刑事施設（刑務所や拘置所などを含む）における執行もしくは執行猶予など

[受刑者が外国人である場合には、通訳・翻訳等の言語上の配慮がなされるほか、

とくに宗教、食生活、生活習慣等の違いに配慮した適正な処遇が行われる]

[不法入国者や不法上陸者、在留期間を超えている不法残留者、資格外活動者、一定の刑罰に処せられた者などは、出入国管理及び難民認定法所定の手続き等を経て、国外に退去強制されることがある]

2 外国人が犯罪や交通事故等の被害者となった場合の対応

外国人が、犯罪の被害者になったり、交通事故等の不測の事故に遭遇したりする場合がある。このような場合には、新潟県警察本部刑事部に対する聞き取り調査によれば、新潟県警は、速やかに、当該外国人の母国語もしくは理解可能な言語を判別するようにし、警察の部内通訳要員もしくは部外通訳要員を手配して、事態の把握に努め、事後処理を行っているという⁽⁵⁾。

まず、犯罪被害の事例に関してみると、日本語をまったく解さない外国人が何らかの犯罪の被害にあった場合に、本人が警察に被害届を出したり、同じく日本語を解さない親族や知人などが警察に連絡したりすることがある。このときは、新潟県警は、本人もしくは関係者の使用言語の把握に努め、判別でき次第、県警の部内通訳もしくは部外通訳を手配して、事態の把握と対処を行うことにしている。また、本人にある程度の日本語の使用能力がある場合、または親族や知人等に日本語の使用能力を有する者もしくは日本人がいる場合には、その者を通じて被害届が提出されたり、警察に通報がなされたりするのが通例なので、こうした場合には必要に応じて通訳を手配して捜査を開始する。しかし、日本語を解さない外国人が犯罪の被害者になる事例は、非常に少なく、年間に数回程度であるために、特に統計的に数値を把握しているわけではなく、事件発生ごとに適宜対応しているという。最近では、日本語をまったく解さない来日外国人が、詐欺事件の被害者になった例があるとのことである。また、同時に、国際法上の自国民保護原則⁽⁶⁾に配慮して、新潟県警は、当該外国人が所属する国の領事機関に連絡するのが通例となっている。なお、この自国民保護原則とは、自国民が、外国領域内で、その身体や財産を侵害され、損害を被った場合に、その母国（国籍国）が介入して、当該外国（損害発生国）に対して、適切な救済を与えるように要求（国際請求）することをいい、外交的保護制度もしくは在外国民外交的保護の制度ともいわれるものである。

次に、交通事故被害の具体的事例としては、ある国から来日した外国人が、県内で自動車事故に遭遇して死亡した際に、新潟県警が、遺体処理を行い、棺を手配して安置し、上記の自国民保護原則に鑑みて領事館を通じて遺族に連絡したうえで、本国に送るとともに、民事賠償の一定の手続き段階まで便宜を図るなどの対応を行ったとのことである。

このような対応は、警察の本来の管轄を越えるものを含むものであるが、事案に関する知識・経験や、人権の保護、迅速な対応の必要性等に鑑み、他に適切な機関が見あたらない現状においては、警察の尽力は評価に値するものであるといえよう。

なお、犯罪の防止につながる外国人の保護活動に関して検討すると、2001年3月5日

の「平成13年2月新潟県議会定例会」における佐藤莞爾議員による一般質問の「質問答弁書」によれば、佐藤莞爾議員が、「犯罪を起こすおそれのある外国人等はほんのわずかであり、まじめに働いたり、勉強したりしている正規の滞在資格を持つ外国人や外国人研修生等に対する保護活動等はどのようになされているのか、お伺いします」との質問に対して、堀内文隆新潟県警本部長は、「来日外国人の保護活動についてであります。国際化の進展とともに、県内に滞在する外国人が増加していることから、県警察といたしまして、まず通訳要員の育成に努めているほか、外国語による外国人対応マニュアル及び外国語の巡回連絡カードの作成、外国人研修生等に対する防犯・交通安全教室等の開催、外国人を雇用している企業等で結成している『国際交流企業連絡協議会』を通じた防犯指導などを実施しております」と答弁しているが、妥当であると思われる。

以下では、新潟県警が作成した「外国人が関係した交通事故の発生状況（平成15年中）」の資料⁽⁷⁾を示しておく。

表1 年別発生状況（外国人が関係した事故と外国人の死傷者）

区分\年別	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
発生件数	100	113	137	150	150	152
死者数	1	1	2	1	4	3
負傷者数	55	78	96	102	113	124

表2 平成15年中の交通事故

表2-A 国籍別死傷者数

区分\年別	平成14年	平成15年
中国	40 (1)	38 (1)
韓国	26	29 (1)
北朝鮮	5 (1)	4
フィリピン	10 (1)	25
タイ	1	7
パキスタン	15 (1)	6
スリランカ		1
マレーシア		1
インドネシア	1	1
インド	1	
ニュージーランド	2	
ロシア	2	5 (1)
クロアチア		1
イギリス	3	
ガーナ		1
カナダ		2
アメリカ	1	4
ベネズエラ	1	

ペルー	3	
ブラジル	6	2

(注：括弧内は死者数で内数)

表 2 - B 発生地別状況

新潟市	49件
柏崎市	14件
長岡市	13件
上越市	11件

上記を含め県内42市町村で発生（前年は33市町村）

3 外国人が犯罪の被疑者・被告人となる場合

(1) 全国および新潟県における外国人犯罪の現状

次に、外国人が関与する犯罪について考察する。まず、犯罪捜査規範第223条は、国際犯罪に関して、「外国人に係る犯罪又は国民の国外犯、大公使館に係る犯罪その他の外国に係る犯罪をいう」と定義しているが、ここでは、国際犯罪のうち、来日外国人が犯罪遂行にかかわった実態や事例を中心にみることにする。それは、後述するように永住者等の定着居住者の犯罪は長期減少傾向にあること（ただし全国および新潟県の特定的かつ有意な統計資料は入手できなかった）、近時は日本人による犯罪と同様に来日外国人の犯罪も増加していること、本稿の目的に鑑みれば日本語の壁が最も大きいと考えられるのは来日外国人であることなどによるものである。

新潟県警での聞き取り調査、および、各年度の『警察白書』や『犯罪白書』、新潟県警の資料（『新潟県の犯罪』など）等によれば、まず、日本国内の刑法犯（ここでは道路上の交通事故にかかわる業務上過失致死傷および重過失致死傷を指す交通関係業過を除く刑法犯を指す）の認知件数（なお後述するように犯罪件数は警察が認知したものでないと数値化されないため犯罪件数そのものとは異なる）は増加傾向にあり、平成14年までに7年連続で戦後最多を記録している⁽⁸⁾。平成13年版の『犯罪白書』の統計資料第4表に基づく刑法犯の類型別認知件数をみると、昭和49年には、総数121万1005件のうち、窃盗101万3153件、窃盗以外の刑法犯19万7852件であり、昭和63年には、総数164万1310件のうち、窃盗142万2355件、それ以外の刑法犯21万8955件であったが、平成12年には、総数244万3470件のうち、窃盗213万1164件、それ以外の刑法犯31万2306件であった。平成15年版の『警察白書』の統計資料3-3の「刑法犯罪種別認知件数の推移（平成10～14年）」、ならびに「犯罪統計資料（平成14年）」の「刑法犯総数」などの資料によれば、全国の近時の4年間の主な刑法犯罪種別認知件数、検挙件数・検挙人員・犯罪率（人口10万人当たりの犯罪発生件数・小数点以下四捨五入）、ならびに全国における来日外国人の刑法犯の検挙件数・検挙人員の推移は以下のようになっている。

表3 全国の最近4年間の主な刑法犯罪種別認知件数

罪種別\年次	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
刑法犯総数	2165626	2443470	2735612	2853739
凶悪犯総数	9087	10567	11967	12567
うち殺人	1265	1391	1340	1396
うち強盗	4237	5173	6393	6984
粗暴犯総数	43822	64418	72801	76573
窃盗犯総数	1910393	2131164	2340511	2377488
知能犯総数	53528	55184	53007	62751
風俗犯総数	7448	9801	11841	12220
その他	141348	172336	245485	312140

表4 全国の最近4年間の検挙件数・検挙人員・10万人当たりの犯罪発生件数

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検挙件数	731284	576771	542115	592359
検挙人員	315355	309649	325292	347558
犯罪率	1709	1926	2149	2240

表5 全国における来日外国人の刑法犯の検挙件数・検挙人員の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検挙件数	25135	22947	18199	24258
検挙人員	5963	6329	7168	7690

(注：凶悪犯には、殺人、強盗、放火、強姦が含まれ、粗暴犯には、凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝が含まれ、窃盗犯には、侵入盗、乗り物盗、非侵入盗が含まれ、知能犯には、詐欺、横領、偽造、汚職、背任、あっせん利得処罰法違反が含まれ、風俗犯には、賭博、わいせつ〔強制わいせつ・公然わいせつを含む〕が含まれ、その他には、占有離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、略取・誘拐、器物損壊が含まれる。)

米・英・独・仏諸国に比べればなお認知件数も10万人当たりの犯罪発生率も低い(『平成14年版犯罪白書のあらまし』の「第2図 5か国における主要な犯罪の認知件数・発生率・検挙率の推移」参照)ものの、こうした統計からは、窃盗や強盗や暴行・傷害等の暴力的色彩の強い犯罪が増加したこと、検挙率が低下していること、10万人当たりの犯罪発生件数が増加していることなどが読み取れるのであり、治安状況に関する国民の不安感の増大も根拠のないことではないといえよう。

外国人犯罪に関しては、「平成13年版犯罪白書のあらまし」における「第4編 増加する犯罪と犯罪者」の「4 犯罪の国際化と外国人犯罪」によれば、定着居住者(永住権を有する者等)の刑法犯検挙件数・検挙人員は長期減少傾向にあるとされている一方、来日外国人(日本にいる外国人のうち定着居住者、在日米軍関係者および在留資格不明の者以外の者)

に関しては、昭和55年には867件、782人だったが、平成12年には検挙件数22947件、検挙人員6329人となっており、急速に増加していることがわかる。また、平成12年の来日外国人の検察庁終局処理人員（交通関係業過と道路交通法違反を除く）は、16022人であり、外国人全体の75.4パーセントを占めるとされており、罪名別では、窃盗が3574人、傷害738人が目立つほか、特別法犯として、入国管理法違反7082人、覚せい剤取締法違反735人となっている。なお、検挙件数や検挙人員数は、窃盗犯の余罪の多寡などによっても左右されるものとされており、限られた資料だけでは傾向を読み取ることは困難があるとも考えられる。また、全国的には、日本の組織暴力団が、経済的に困窮している外国人や、不法滞在中にその発覚をおそれる外国人を犯罪実行過程に組み込む例も見られるようになっており、社会・経済のグローバル化の進展に伴い、来日外国人が、日本の組織暴力団や外国に本拠を置く国際犯罪組織と連携したり、来日外国人同士で犯罪グループを形成したりする例もあって、組織犯罪の深刻化が進んでいるといわれており（『平成15年版 警察白書』の「第1章 組織犯罪との闘い」の「1 来日外国人犯罪の変質」による）、この観点からの分析・検討も必要であろう。さらに、犯罪件数とは異なるが、法務省の大臣官房司法法制部司法法制課による「外国人被收容者人員の推移」によれば、近時の年末（各年の12月31日午後12時現在）における、全国の刑務所および拘置所に收容されている被收容者で比較すれば、被收容者全人員Aに占める外国人被收容者人員Bの比率Cは、以下のように7パーセント前後である。

表6 各年末における全被收容者人員に占める外国人被收容者の比率

区分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
全被收容者人員A	52713	56133	61242	65508	69502
外国人被收容者B	3433	4053	4385	4801	5092
（うち受刑者）	2359	2903	3237	3535	3892
比率（B/A）%	6.5	7.2	7.2	7.3	7.3

次に、新潟県総合政策部統計課編『新潟県統計年鑑』の2000年・2001年・2002年の各版の「第23章 司法・警察」の表「23-1 一般刑法犯認知・検挙件数及び検挙人員」などに基づき、県内の動向を見ることにする。まず、統計資料から、平成7年以降の刑法犯認知件数等の推移を見ると、平成7年には、認知件数26406件、検挙件数13278件、検挙人員5474人、平成8年には、認知件数25894件、検挙件数14976件、検挙人員5705人、平成9年には、認知件数25179件、検挙件数14700件、検挙人員6496人、平成10年には、認知件数24530件、検挙件数14000件、検挙人員5806人であったが、その後の3年間は以下のようになっている。

表7 新潟県の最近3年間の主な刑法犯罪種別認知件数

罪種別\年次	平成11年	平成12年	平成13年
刑法犯総数	25827	25309	33205
凶悪犯総数	134	102	142
うち殺人	19	15	19
うち強盗	66	44	49
粗暴犯総数	443	637	778
窃盗犯総数	22189	21755	26740
知能犯総数	1679	1083	1510
風俗犯総数	113	137	161
その他	1269	1595	3874

表8 新潟県の最近3年間の検挙件数・検挙人員

検挙件数	13191	10400	9693
検挙人員	5474	5306	5337

表9 新潟県における来日外国人の刑法犯の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検挙件数	384	109	465	351
検挙人員	75	51	100	73
凶悪犯検挙件数	4	4	2	5
凶悪犯検挙人員	5	4	3	6
窃盗犯検挙件数	351	95	439	351
窃盗犯検挙人員	56	39	77	48

この統計資料からは、まず、新潟県の犯罪全般では、近時は、認知件数は増加しているが、検挙件数・検挙人員は減少傾向にあることがわかる。これを受けて、新潟県警は、2003年11月に「新潟県緊急治安対策プログラム」⁽⁹⁾を発表し、「平成14年の刑法犯認知件数3万5947件を約20パーセント減の年間2万8000件以下に、刑法犯検挙人員5566人を約5パーセント増の5800人以上にする」という目標を設定して県内の治安回復を目指そうとしている。

また、県内の来日外国人犯罪の特色については、全国レベルと同様に、窃盗犯が多いこと、組織化が進んでいることなどが指摘されている。すなわち、県警での聞き取り調査などによれば、来日外国人の犯罪傾向として、まず、以前は、同国人同士の犯罪（加害者・被害者とも同国人）が多く、とくに警察に被害を届けることが困難な不法滞在者を同国人がねらった事件が目立ったのに対して、最近では、日本人を対象とした犯罪も増加していること、複数人での集団による犯罪が目立つようになってきていること、集団内に、外国人だけでなく、日本人の不良グループや組織暴力団の構成員を含む事例もあり、県内でも複数の外国人と日本人を含む集団による強盗事件が発生したことが指摘されている。犯罪別では、外国人犯罪では、上記統計に見られるように、窃盗犯が最も多くなっていること（平成9年には検挙件数12

70件のうち窃盗犯が1243件を占めた)、強盗の中では、日本人による侵入盗は日本人による強盗事件の3割であるが、外国人による侵入盗は外国人による強盗事件の6割を超えること、外国人によるピッキング盗や自動車窃盗は、組織的であることが特徴的であるという。また、外国人によるクレジットカード偽造犯罪では、盗むグループ、使用して物品を購入するグループ、物品を換金するグループが異なる場合もあり、検挙しにくい事例が増加したことが指摘された。

また、薬物事犯では、新潟県では、平成13年および平成15年年に、外国船籍貨物船の外国人乗組員が、県警・税関・海上保安本部の合同捜査により逮捕された例がある⁽¹⁰⁾。

なお、新潟県内および全国の定着居住者の犯罪件数・検挙人員の増減や犯罪傾向などは、有意な資料が作成されていないか入手困難であり、実態の把握や十分な分析を行うことはできなかった。

しかし、来日外国人との関連では、聞き取り調査や公開されている資料によれば、新潟県における外国人犯罪も、全国レベルでの来日外国人犯罪と同様の傾向を示していることがうかがえる。なお、外国人が犯罪に関与するに至る理由ないし背景の問題、とくに日本に比べて所得水準が低い国から来た外国人と所得水準があまり変わらない国から来た外国人との間で相違はあるのか否かなどや、外国人犯罪の特徴とその理由、外国人犯罪を防止するための対策などに関する考察も、今後の課題とするものである。

(2) 警察および検察の対応—通訳体制の視点を中心として—

A 捜査の端緒

以下では、外国人犯罪に関連する警察および検察の対応を考察するに当たり、まず、犯罪捜査の端緒から論じることとする。

犯罪は、社会において事後処理されるためには、その発生が他人によって認知され、発覚する必要がある、また犯罪の主体である犯人も認知されなければならないが、その手がかりとなるのが、捜査の端緒である⁽¹¹⁾。捜査の端緒には、私人の行為に基づく場合と、捜査機関の行為に基づく場合とがある。前者には、捜査機関に対する単なる犯罪事実の申告である被害届(犯罪捜査規範第61条)、犯罪により害を被った者その他の告訴権者が捜査機関に対して犯罪事実を申告し犯人の処罰を求める意思表示である告訴(刑事訴訟法第230-234条)、私人による現行犯逮捕(刑事訴訟法第213-214条)、犯罪の発覚前に犯人が自ら捜査機関に自己の犯罪事実を申告して処分を求める意思表示である自首(刑事訴訟法第245条)、犯人及び告訴権者以外の誰でもが捜査機関に対して犯罪事実を申告し犯人の処罰を求める意思表示である告発(刑事訴訟法第239条)、変死体等の検視(刑事訴訟法第229条)などが含まれる。後者の捜査機関の行為に基づく場合は、司法警察職員としての警察官は「犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする」(刑事訴訟法第189条第2項)との規定に基づいて捜査を開始することができることから、警ら活動による聞き込みや職務質問(警察官職務執行法第2条第1項や犯罪捜査規範第59条等参照)が捜査の端緒となるのである。

新潟県警への聞き取り調査によって得られた例では、不法滞在の外国人が、近隣住民の苦情を受けて聞き込み等の内偵調査が行われた後に摘発された場合や、警察官の職務質問によって摘発された場合がある。この摘発の際には、当該外国人の母語を解する通訳人が同行し、

逮捕状の呈示の際に、通訳したという。ただし、適法に生活している外国人と、そうでない外国人とを見分けるのは、現実には困難であり、研修生として入国した外国人が失踪して不法滞在になった場合でもなかなか把握しにくいとされており、さらに、これは、本来、入国管理局の管轄であるため、不法入国者・不法滞在者が犯罪を起したり、犯罪の被害者になったりするなどにより、具体的に事件が発生しないと、当該外国人が不法入国者なのか不法残留者なのかもわからない、というのが通例であるという。したがって、こうした場合には、警察官による地道な警ら活動での聞き取り調査や職務質問などで把握するしか方法がないと言われているのも、もっともなことであり、警ら活動を行う警察官の増員や、地域住民との連携の強化などの、より充実した体制の整備が望まれるところである。

また、犯罪捜査では、犯人を検挙してみないと、外国人か否か、わからないのが通常であるが、捜査を進める過程で被疑者の中に外国人が含まれると推測できる場合もある。密輸などによる国際的な薬物事犯の場合には、外国の捜査機関や国際刑事警察機構との協力により、犯罪の手がかりを得ることがある⁽¹²⁾。このような事案に鑑みれば、従来は、それぞれ独自の設立目的と職責を有していた関係各機関が、基本的には縦割りで任務を遂行しており、薬物事犯等の一定の事案への対応のために例外的に協力するというこのために、犯罪への迅速な対応や予防的施策の実現は必ずしも十分とはいえないものであったが、犯罪が、国際的ひろがりを示すものが増加していること、国内外で組織的に実行されており、情報収集から実行組織の撲滅に至るまでには、国内の関係機関、ならびに国外の捜査当局や国際機関との連携の強化が必要になっていると考えられるのである。新潟県警の「新潟県警緊急治安対策プログラム」においても、組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策などでの関係機関との連携について述べられており、これを受けて、刑事部に暴力団や銃器・薬物犯罪捜査にあたる組織犯罪対策課が新設され、それに伴って刑事部の暴力団対策課と刑事部総務課組織犯罪対策室、および生活安全部の生活保安課銃器薬物対策室が統合されることになった（朝日新聞2004年3月17日付け）。また、各年度の『新潟県統計年鑑』によれば、新潟県警の警察官の数は、平成12年3669人、平成13年3658人、平成14年4月現在で3657人の現員であり、かつ、「新潟県緊急治安対策プログラム」によれば、県の面積が広大であるにもかかわらず、警察官1人当たりの負担人口が、全国平均533人に対して、新潟県では645人となっていることから、少なくとも、認知件数の増加に見合った人員の増加が必要なることをはじめとして、治安状況の改善のための体制の強化に向けた提言をなすべきであろうが、本稿の趣旨に鑑み今後の課題とするものである。

B 捜査

(ア) 捜査の概観

次に、警察による捜査を中心にして概観する。

捜査とは、刑事事件に関して、公訴の提起およびその遂行の準備のために、犯人を特定・搜索・保全し、かつ証拠を発見・収集する捜査機関の活動をいう。検察官・検察事務官、および司法警察職員は捜査を行うことができる（刑事訴訟法第189条第2項・第191条等参照）。刑事訴訟法第197条が、「捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない」と規定し、犯罪捜査規範第99条が、「捜査は、なるべく任意捜査の方

法によって行わなければならない」と規定しているように、任意捜査が原則である⁽¹³⁾。視点をかえれば、逮捕、勾留、搜索、押収、検証などの、対象者の意思に反して法的利益の侵害を伴う処分たる強制処分を用いる強制捜査は、例外であって、現行犯人逮捕の場合以外は令状に基づくことが原則であり、これを強制処分法定主義という。

犯罪発生後、捜査の端緒により犯罪が発覚・認知された場合、捜査が開始される。上述のように、任意捜査が原則であり、犯罪捜査規範では第99条から第117条までにおいて詳細な規定を置いている。なお、被疑者を逮捕しない在宅事件の場合、被疑者の同意に基づいて、任意同行・任意取調を求めることがある。(刑事訴訟法第198条・犯罪捜査規範第102条)。

しかし、被疑者の身柄を拘束しまたは罪証隠滅を防止するために逮捕する場合があるが、逮捕は被疑者の身体の一部を奪う処分であるため、厳格な手続きのもとに行われる。逮捕には、検察官または司法警察員(通常は巡査部長以上が司法警察員であり、司法巡査とあわせて司法警察職員という)の請求により、裁判官が、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由および逮捕の必要性を検討したうえで発する逮捕状に基づいて行われる通常逮捕(憲法第33条・刑事訴訟法第199条・刑事訴訟規則第143条等参照)、現に犯罪を行い、または犯罪を行い終わった者を私人もしくは捜査機関が逮捕する現行犯逮捕(刑事訴訟法第212条・第213条等)、一定の重大な事件について高度の嫌疑があり、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときに、理由を告げて被疑者を逮捕する緊急逮捕(刑事訴訟法第211条:緊急逮捕後直ちに逮捕状の請求が必要である)の3つの方式がある。

身柄を拘束され、警察署に留置された被疑者については、弁解録取書作成が行われる。留置の必要があると考えられる場合には、被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に書類および証拠物とともに検察官に送致される(刑事訴訟法第203条第1項)。被疑者は、取り調べ(犯罪捜査規範第166条から第182条まで参照)を受けるが、その際、憲法第38条第1項の「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」との規定や、それを受けた刑事訴訟法第198条第2項の「前項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない」との規定により、供述拒否権(黙秘権)が保障されることの告知を受ける。また、憲法第34条第1文の「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」との規定や、刑事訴訟法第203条第1項および第204条第1項等、ならびに第30条第1項の「被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる」との規定などにより、犯罪事実の要旨および弁護人依頼権・選任権が保障される。刑事訴訟法第39条第1項により、被疑者・被告人と弁護人等との接見交通権も認められるが、検察官・検察事務官または司法警察職員は捜査のため必要があるときは接見の日時・場所・時間を指定することができる。また、憲法第37条第3項および刑事訴訟法第36条は、被告人の国選弁護人依頼権について規定しているが、被疑者段階での国選弁護人依頼権については規定がなく、現在のところ、認められていない。このことに関しては、後述するように、当番弁護士制度があり、被疑者の権利保障のために重要な意義を有している。また、領事関係に関するウィーン条約第36条等に基づき、外国人被疑者等に対する領事機関への通報意思確認の告知(犯罪捜査規範第232条参照)も行われる。しかし、国籍国が薬物犯罪などに関して非常に厳しい国である場合や、他国で処罰された後本国に送還されてからの二重処罰が禁

止されていない国もあるとされているため、本人が国籍国の領事機関に通報することを希望しない場合もあるので注意が必要であるという⁽¹⁴⁾。

取り調べに際しては、被疑者供述調書が作成される。また、被疑者や目撃者などの参考人からの事情聴取が行われ、参考人供述調書が作成される。一方、物的証拠の収集・保全のために、令状に基づく強制処分として、捜索・押収・検証が行われる（刑事訴訟法第9章および第10章、ならびに犯罪捜査規範第6章参照）。

（イ）外国人犯罪の捜査および警察通訳を中心として

次に、とくに日本語を理解できない外国人が関与する犯罪の捜査の流れと警察通訳を中心に考察を行う。

捜査の過程で、被疑者が外国人であると判明している場合、または被疑者の中に外国人が含まれる場合もしくは含まれると推測しうる合理的な理由が存在する場合、通常逮捕もしくは緊急逮捕を行う際に、日本語を理解できない外国人被疑者に対して、通訳人を介して被疑事実の要旨を告知し、もしくは逮捕状呈示に際して翻訳文の添付が必要であるかが問題となる。憲法第33条は、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」と規定し、刑事訴訟法第201条第1項は、「逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない」と定め、同第210条第1項では緊急逮捕の際に被疑事実の理由の告知が必要である旨規定しているが、日本語を解さない外国人被疑者に対する通訳もしくは翻訳文添付が必要か否かは、刑事訴訟法に明文規定がないために、見解が分かれているのである。これに関しては、一方で、明文規定がない以上、逮捕の場合に翻訳文が必ずしも必要でない、逮捕時点で被疑者の理解できる言語が判明していない等のやむをえない事情がある場合には、理解しうる言語が判明した時点で直ちに告知を行えばよいとする見解もある。しかし、他方、刑事訴訟法の趣旨は、逮捕という身体を制限する重大な事態に際して、当該逮捕が被疑事実を明示する令状に基づく適正なものであることを被疑者に告知することにあり、被疑者の人権の保護に鑑みれば、通常逮捕の場合は通訳もしくは翻訳文の添付が必要であるとする見解が妥当である⁽¹⁵⁾。これに関しては、後掲犯罪捜査規範第233条および第236条は、原則として翻訳文の添付を必要とし、当該外国人の理解する言語に通じた警察官が行う場合または通訳人を介して行う場合はこの限りではないとして、結局、通訳もしくは翻訳文添付が必要であるとされているのである。なお、国際人権規約自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）第14条第3項a号では、すべての者が保障を受ける権利の一つとして、「その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること」が掲げられている。刑事事件の被疑者・被告人が、自己に対する刑事手続きにおいて防御のために手続き上の不利益を被らないよう、自己の理解する言語による適正な告知・聴聞の権利を保障されるべきことは、憲法第31条の趣旨に鑑みれば当然のことであり、日本語を解さない外国人被疑者に対する逮捕状や起訴状には原則として通訳もしくは翻訳文添付が必要であると解するのが妥当であると考えられる。

この点に関して、新潟県警察の実務では、まず、通常逮捕に際しては、あらかじめ被疑者が外国人であることが判明している場合もしくは外国人であると合理的に推測できる場合には、当該外国人の使用言語または理解可能な言語の通訳人をきちんと用意することにしてい

るとのことである⁽¹⁶⁾。また、現行犯逮捕または緊急逮捕の場合には、一般に被疑者が外国人であるかどうか、被疑者が外見上は外国人であろうと推測されるときでも使用言語はどのようなものかなどについて、逮捕してみないとわからないのが通例なので、とりあえず日本語（場合によっては汎用性の高い英語）で被疑事実の要旨を告知して逮捕し、警察署に連行後、直ちに使用言語の把握に努め、速やかに通訳人を依頼するとのことである。これらの措置は、憲法、刑事訴訟法等の趣旨に合致するものであり、妥当であると思われる。

また、どのような場合でも当該外国人被疑者の第1言語（母国語が通例であるが被疑者が複数の言語の使用能力がある場合には最も習熟した言語をいう）の通訳人を付す必要があるかの問題もある。すなわち、世界には多数の言語が存在するために、すべての言語の通訳人を準備することは現実には困難であることから、捜査過程で被疑者の理解可能な言語を直ちに把握することが困難であって逮捕時には判明しない場合や、急速を要して当該言語の通訳人を直ちに手配し依頼することができない場合があり、このようなときには、被疑者が理解可能な言語による被疑事実の要旨の告知が逮捕状呈示の際にはなされないことになるのである。

この点について、新潟県警では、警察の部内通訳要員がいない言語、もしくは直ちに部外通訳要員を手配することが困難な言語（通訳人が新潟県外に居住している場合なども含む）の場合には、まず日本語もしくは英語によって被疑事実の要旨を告知し、その後、速やかに、当該外国人被疑者の母国語もしくは通常使用言語、またはとくに少数言語の場合で通訳要員を準備できないときは被疑者が相当程度理解可能な言語を把握して、部内通訳要員または部外通訳要員を手配して通訳人を確保し、対応に万全を期しているとのことである。なお、新潟県警の部内通訳要員および部外通訳要員については、後掲表10に示すとおりである。

また、被疑者を取り調べ、供述調書を作成し、閲覧もしくは読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申し立てをしたときはその供述を調書に記載しなければならず、被疑者が、調書に誤りがないことを申し立てたときは、署名押印を求めることができる。署名押印のある供述調書は、基本的に証拠能力を有する（刑事訴訟法第322条）。被疑者は、署名押印を拒絶することもできる（刑事訴訟法第198条）。供述調書作成の意義は、被疑者が供述した内容のうち捜査機関が捜査上必要と判断した事項を書面による証拠化しその内容が裁判で証拠として使用されること⁽¹⁷⁾にあり、供述内容を一字一句書き写したのではないので、後に裁判で、供述していない内容が調書に記載されているとの主張や、調書内容が供述した内容と異なり不正確であるとの主張が提出されて、供述調書の証拠能力や信用性が争われる場合もある⁽¹⁸⁾。

この場合に、新潟県警では、外国人被疑者の供述内容の正確性を担保するために、次のような対応を行っている。すなわち、新潟県警察本部刑事部刑事総務課作成（平成11年5月）の『新潟県警察通訳ガイドブック』3頁によれば、「被疑者の取調べの際に作成された供述調書は、将来、裁判において証拠として用いられる可能性があります。従って、その内容を正確に通訳しなければなりません。特に、犯罪の故意（罪を犯す意思）や微妙な事項についてはその正確性に十分配慮して通訳してください。通訳の方法としては、警察官が供述調書を日本語で一文ずつ読み聞かせ、これを逐次通訳するという方法が考えられますが、より正確に通訳できる方法を探るようにされるのが相当でしょう」とのことである。また、犯罪捜査規範第182条第1項は、「捜査上の必要により、学識経験者その他の通訳人を介して取調べ

を行つたときは、供述調書に、その旨及び通訳人を介して当該供述調書を読み聞かせた旨を記載するとともに、通訳人の署名押印を求めなければならない」と規定している。

この問題については、上記のような警察実務や、たとえば東京高等裁判所昭和51年11月24日判決⁽¹⁹⁾等の判例は、外国人被疑者を取調べ、供述調書を作成する際に、日本語の録取内容を口頭で翻訳して供述者に読み聞かせることで足りるとの見解に立脚しているが、他方では、翻訳文を作成して読み聞かせその翻訳文に被疑者の署名を求める必要があるとの見解もある。なお、浦和地方裁判所平成2年10月12日⁽²⁰⁾では、外国人被告人の自白調書が被告人と犯行とを結びつけるほとんど唯一の証拠である事例において、当該外国人が日本の法律制度に関して無知であり、捜査官と被疑者との間の言葉の障壁の問題があるが、このような制約のもとにおいて捜査を進めざるを得ない捜査当局としては、被疑者に対して、日本国憲法および刑事訴訟法の保障する被疑者の諸権利（黙秘権、弁護人選任権）の告知を十分に行い、被疑者によるそれらの権利の行使を実質的に保障する責務があることは当然といふべきであり、さらに、能力・素養の十分でない通訳人に対しては、客観的な第三書として被疑者および捜査官の発言を忠実に通訳するという通訳人としての責務について注意を促しこれを自覚させ、また、「最小限度、供述調書の読み聞かせと署名・指印に関する応答及び取調べの冒頭における権利告知の各状況については、これを確実の録音テープに収め、後日の紛争に備えることが不可欠である」と判示しているが、妥当であると考えられる。

なお、以上の捜査の概観ならびに捜査に関する考察の実態把握に関する部分は、警察からの聞き取り調査等に基づくものであり、当該調査からは、新潟県警の対応は限られた人員と予算の中で、外国人被疑者に対して適切な配慮をしているものとして評価しうるものと考えられる。ただ、これは、警察という一方の側に立って最大公約数的に見ているものであって、被疑者の権利が確保されない例外を考慮しているわけではなく、被疑者側もしくは弁護人側からの見方でもなく、また、時に全国レベルの報道において散見される被疑者への不当ないし違法な対応が新潟県内で生じているかを念頭に置きつつ批判的に検討しているわけでもないものであり、このような視点からの考察も含めた本格的な考察は後日の課題とするものである。

なお、ここで、犯罪捜査規範の「第13章 国際犯罪に関する特則」のうち、本稿の趣旨に関連する規定を掲げる。

犯罪捜査規範第13章 国際犯罪に関する特則

(準拠規定)

第223条 国際犯罪（外国人に係る犯罪又は国民の国外犯、大公使館に係る犯罪その他の外国に係る犯罪をいう。以下同じ。）の捜査については、条約、協定その他の特別の定めがあるときはこれによるものとし、これらの特別の定めがないときは、この章の規定によるほか、一般の例によるものとする。

(国際法の遵守)

第224条 国際犯罪の捜査を行うに当たっては、国際法規及び国際上の慣例を遵守しなければならない。

(国際犯罪の捜査の着手等)

第225条 国際犯罪のうち重要なものについては、あらかじめ、警察本部長に報告し、この指揮を受けて捜査に着手しなければならない。ただし、急速を要する場合には、必要

な処分を行った後、速やかに警察本部長の指揮を受けなければならない。

2 警察本部長は、国際犯罪の捜査に関し、外国の捜査機関又は国際刑事警察機構に対する協力要請を行う必要があると認めるときは、警察庁を通じてこれを行うものとする。

(外国人の取調べ及び身柄の拘束についての注意)

第232条 外国人の取調べを行い、又は外国人の身柄を拘束するに当たっては、言語、風俗、習慣等の相違を考慮し、当該外国人に係る刑事手続に関し我が国の刑事手続に関する基本的事項についての当該外国人の理解に資するよう適切を期すること等により無用の誤解を生じないように注意しなければならない。

2 外国人の身柄を拘束したときは、遅滞なく、その者に対し、次の事項を告知するものとする。

(1) 当該領事機関に対しその者の身柄が拘束されている旨を通報することを要請することができること。

(2) 当該領事機関に対し我が国の法令に反しない限度において親書を発することができること。

3 前項第1号の規定による要請があつたときは、遅滞なく、当該領事機関に対し同項に規定する者の身柄が拘束されている旨を通報するものとする。

4 前項の通報を行ったときは、その日時及び当該通報の相手方を書面に記録しておかなければならない。

(通訳の嘱託)

第233条 外国人であつて日本語に通じないものに対し、当該外国人の理解する言語に通じた警察官以外の警察官が取調べその他捜査に必要な措置を行う場合においては、通訳人を介してこれを行うものとする。ただし、現行犯逮捕、緊急逮捕その他の直ちに通訳人を付することが困難であるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により通訳人を介して取調べを行おうとする場合においては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 通訳人が被疑者、被害者その他事件の関係者と親族その他特別の関係にないかどうかを申し立てさせることにより取調べの適正を期すること。

(2) 取調べの際の発問の方法及び内容の工夫等により通訳の円滑及び適正を図ること。

(3) 通訳人に秘密を厳守させ、及び捜査の遂行に支障を及ぼし又は被疑者、被害者その他事件の関係者の名誉を害することのないように配慮させること。

(供述調書の記載事項)

第234条 国際犯罪の被疑者供述調書には、第178条(供述調書の記載事項)に掲げる事項のほか、おおむね次に掲げる事項を明らかにしておかなければならない。

(1) 国籍及び本国における住居

(2) 旅券又は外国人登録証明書その他身分の証明に関する書類の有無(外国人登録証明書を有するときは、登録年月日、登録市町村、登録番号等)

(3) 外国における前科の有無

(4) 我が国に入国した時期、在留期間、在留資格及び目的

(5) 本国を去つた時期

(6) 家族の有無及びその住居

(調書等の作成)

第235条 外国人であつて日本語に通じないものに対し取調べを行い、又は第130条(司法警察員の処置)第1項に掲げる処置をとつたときは、日本語の供述調書又は弁解録取書を作成するものとし、特に必要がある場合には、外国語の供述書を提出させるものとする。

(翻訳文の添付)

第236条 外国人に対し逮捕状その他の令状により処分を行い、又は外国人から差し押さえた物件若しくはその承諾を得て領置した物件に関して押収品目録交付書を交付するときは、なるべく翻訳文を添付しなければならない。ただし、当該外国人の理解する言語に通じた警察官がこれを行い、又は第233条(通訳の嘱託)第1項の規定により通訳人を介して行うときは、この限りでない。

(逃亡犯罪人引渡法に基づく処分)

第237条 拘禁許可上その他逃亡犯罪人引渡法(昭和28年法律第68号)に基づく令状により逃亡犯罪人を拘束した場合には、東京高等検察庁の検察官に引致しなければならない。

(通訳人の把握等)

第238条 警察本部長は、平素から、捜査上の必要に応じて通訳人を迅速かつ確実に付することができるよう、通訳人としての必要な知識及び技能を有する者の把握に努めるとともに、これらの者に対し刑事手続について理解させるための機会を設けるよう努めなければならない。

C 逮捕・留置・勾留・起訴と外国人被疑者

事件は、捜査過程を経て検察官に送致⁽²¹⁾されることになるが、逮捕が行われた場合、厳密には、逮捕後の手続きには、私人もしくは警察官が逮捕した場合と、検察官もしくは検察事務官が逮捕した場合の2つがあるので、略述する⁽²²⁾。

まず、私人が現行犯逮捕を行った後、現行犯人を司法巡查などを通じて司法警察員が受け取った場合(私人による現行犯逮捕に関する刑事訴訟法第214-217条)、または、司法警察員が通常逮捕(刑事訴訟法第199条以下)もしくは緊急逮捕(刑事訴訟法第211条)によって被疑者を逮捕した場合には、直ちに犯罪事実の要旨や弁護人選任権等の告知を行い、弁解の機会を与える(刑事訴訟法第203条第1項・第2項および第211条・第216条参照)。この場合、司法警察員は、留置の必要がないと思料するときは直ちに被疑者を釈放するが、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に、被疑者の身柄を書類および証拠物とともに検察官に送致する手続きをしなければならない(検察官送致ないし送検:刑事訴訟法第203条第1項)。この場合、検察官は、被疑者に弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは、被疑者を受け取ってから24時間以内、かつ被疑者が身体を拘束された時から72時間以内に、裁判官に勾留の請求をするか、公訴を提起する(刑事訴訟法第205条)。

次に、検察官が、逮捕状により被疑者を逮捕した場合には、直ちに犯罪事実の要旨および弁護人選任権を告知し、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちに被疑

者を釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に裁判官に対して勾留請求を行うか、公訴を提起しなければならない（刑事訴訟法第204条第1項）。

そして、裁判官が被疑者の勾留を認めた場合、起訴の前後によって、起訴前の被疑者勾留（刑事訴訟法第207条）と、起訴後の被告人勾留（刑事訴訟法第60条以下）とに区分される（一括して未決勾留ともいう）。勾留の目的は、被疑者・被告人が公判に出頭するのを確保すること、ならびに、裁判における真実の発見のために証拠に不当な影響を及ぼすことのないよう罪証隠滅の防止を図ることである。憲法第34条の趣旨に鑑み、勾留された被疑者・被告人、もしくは弁護士、法定代理人、配偶者その他の利害関係人は、勾留理由開示の請求を行うことができ、勾留理由開示は公開法廷で行われる（刑事訴訟法第82条以下参照）。勾留の要件は、被疑者・被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があること、定まった住居を有していないこと、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があること、逃亡すると疑うに足りる相当な理由があることである（刑事訴訟法第60条第1項）。

勾留の期間は、起訴前の勾留の場合は、検察官が勾留請求を行った日から10日であり、裁判官は、やむをえない事由があると認めるときは、検察官の請求により、さらに10日間延長することができる（刑事訴訟法第208条）。起訴後の被告人勾留に関しては、拘留中の被疑者が起訴された場合にはあらためて勾留の裁判を経ることなしに勾留が継続し、裁判所が職権で被告人勾留を決定するが、被告人勾留の期間は、2ヶ月で、通常は更新は1ヶ月である（刑事訴訟法第60条第2項）。

検察官送致前の留置の場所は、警察の留置場である（被疑者留置規則第4条参照）。未決勾留の場所は、監獄である（刑事訴訟法第64条第1項）が、監獄法上は拘留所である（監獄法第1条第1項4号）。しかし、監獄法第1条第3項が、「警察官署ニ附属スル留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得」と規定し、警察の留置場を監獄に代用する（いわゆる代用監獄）ことが認められていることから、起訴前の被疑者段階ではほとんどがこの代用監獄に収容されている⁽²³⁾。

未決勾留の場合の留置場での処遇⁽²⁴⁾についてみると、被留置者の人権の確保のために、捜査業務と留置業務とが分離され、捜査を担当しない留置部門が、留置開始時の告知、留置場出入場のチェック等、食事・就寝等の日課の時間割の尊重、食事の提供、接見や差し入れの取り扱いなどを行っている。一般的には、外国人被疑者が、留置・勾留された場合、被疑者留置規則には外国人の処遇に関する規定はなく、その処遇は、原則として日本人被疑者と同様である。しかし、近時は、外国人被疑者の増加に伴い、言語、宗教、食生活、生活習慣等の違いに配慮した適正な処遇が行われるようになってきている。通訳人や、CD-ROMを用いた自動翻訳機を用いて、外国人被留置者の処遇に関する事項を知らせて十分な意思疎通に努める留置場もあるということである。

新潟県警に対する聞き取り調査でも、外国人被留置者に対して、食事その他に配慮したり、大声を出さないとか他の者に迷惑をかける行為はしないとかという内容の翻訳文を記載した一定のマニュアルを作成したりして、できる限り適切な処遇と権利の確保に努めているとのことである。

なお、被疑者は、検察官が公訴を提起する（起訴）と、被告人と呼ばれるようになる。刑事訴訟法第247条は、「公訴は、検察官がこれを行う」と規定して、公訴を提起できるのは、

私人ではなく国家機関だけであるという国家訴追主義、ならびに検察官だけであるという起訴独占主義の採用を明示している。また、検察官が被疑者を必ず訴追しなければならないか否かに関しては、刑事訴訟法第248条が、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる」と定めて、起訴便宜主義を採用している。なお、ここで付言すれば、捜査を終了した事件について、犯罪の嫌疑があり、訴訟要件が備わっているが、犯人の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重、情状、犯罪後の状況等を総合的に勘案して、検察官が裁量で不起訴とすることを、起訴猶予といい、この起訴猶予を認める制度を起訴便宜主義というのである。他方、捜査を終了した事件について、検察官は必ず起訴しなければならない、検察官の裁量を認めない法制度を、起訴法定主義といい、これを採用している国もある。なお、起訴便宜主義には、軽微な犯罪を起訴しないことにより行為者の更生および早期の社会復帰の機会を与えるという長所があるが、検察官がその訴追裁量権を適正かつ公平に行行使するか否かに関しては問題であり、訴追裁量権の濫用のおそれがあると指摘されている。そこで、その弊害を回避するために、まず、告訴・告発・請求のあった事件については不起訴処分を義務づけたり（刑事訴訟法第260条）、次に、検察官が事件を不起訴処分とした場合に、それに不服がある被害者等は検察審査会に対して当該処分の適否につき不服申し立てを行ったり（検察審査会法第30条・第2条等参照）、一定の事件に関して地方裁判所に対して不審判請求を行ったり（刑事訴訟法第262条以下）することができる制度を設けている。

起訴に際しての手続きは、日本人でも、外国人でも変わるところはなく、2004年3月22日に行った新潟地方検察庁第1捜査官室に対する電話による聞き取り調査でも、とくに異なる取り扱いはしておらず、外国人被疑事件に関する格別の統計も作成していないとのことであった。

なお、法務省による「平成14年の犯罪情勢」によれば、概数では、検察庁受理人員219万人のうち、起訴された者は99万人、不起訴等は120万人であり、起訴された者のうち、略式手続は85万人で、公判請求された者は14万人である。そして、同年中に有罪判決を受けた者（事件によっては時間がかかるものもあることなどから当該年度の公判請求事件対象人員と一致するわけではない）のうち、執行猶予を受けた者は5万2千人、実刑を受けた者は3万人である。なお、平成14年中に仮釈放になった者は1万5千人、満期釈放者は1万2千人であり、平成15年7月末現在の受刑者数は6万人であるという。

ここで、平成12年の人員別の刑事司法過程状況を示しておく⁽²⁶⁾。

図2 平成12年の人員別の刑事司法過程状況

検察庁受理人員	2174867人
(うち、刑法犯1146403人、特別法犯90904人、交通法違反937560人)	
(うち、逮捕130968人、起訴前の勾留115391人)	
↓	
起訴人員	1035182人
(うち、起訴後の勾留63097人、保釈8097人)	
不起訴人員	884700人
家庭裁判所送致	261591人
↓	
略式請求	912377人
公判請求	122805人
↓	
公訴棄却・免訴等	1777人
無罪	42人
有罪	77891人
(うち、実刑30487人、執行猶予47404人)	

D 新潟県警の通訳体制の状況

次に、外国人被疑者に対する新潟県警の通訳体制について述べる。

通訳人は、外国人被疑者に関しては、自己の行動や供述を正確に捜査機関に伝えるのに必要な存在であり、ひいては人権の確保および適正な手続きの保障にとって欠くことのできない存在である。新潟県警察本部刑事部刑事総務課作成（平成11年5月）の『新潟県警察通訳ガイドブック』の「はじめに」においても、「皆さんは、刑事訴訟法に基づいて、日本語を解さない被疑者や事件関係者と警察官の間に立って通訳を行う、一言で言えば警察の捜査活動の補助者となります。外国人にとって、母国語を話す通訳人は、自分の言いたいことや気持ちがあかかってもらえる本当に有り難い存在であると共に、事件を捜査し、事件の真相を解明し、同時に彼らの正当な権利を守り、適正な刑事手続きを保障する大変に重要な存在なのです」と述べられている。そして、その2頁において、通訳人の一般的な注意事項として、誠実で正確な通訳をすること、公正を保つこと、秘密を守ることが述べられているほか、3頁以降で、警察通訳や刑事手続きなどに関する諸事項についての説明がなされている。現在の実務では、予断排除ならびに中立性・公正性の確保のために、捜査段階の警察通訳および検察通訳は、原則として法廷通訳とは別の通訳人を選任しているが、妥当な措置であると考えられる。

一方、新潟県警は、後掲表10の「通訳運用状況」に見られるように、多数の警察の部内通訳要員ならびに部外通訳要員を準備している。聞き取り調査⁽²⁷⁾によれば、現在は、部内通訳要員は11言語104人、部外通訳要員は24言語155人であり、そのほかに必要に応じて県外居住の部外通訳にも依頼するとのことである。この部内通訳要員数の点に関して検討すると、既述のように新潟県警の現員が平成14年現在で3657人であること、通訳要員は通常の外国語使用能力だけではなく捜査に必要な専門用語の知識があることが要求

されていることを考慮すれば、現在のところ部内通訳要員の数は少ないとはいえないと考えられ、県警の通訳養成の努力は評価に値するといえよう。なお、現職警察官に聞いたところでは、後述する警察庁警察大学校国際捜査研修所に派遣されるのは、かなり優秀な警察官であるとのことであった。ただ、後述するように、国際犯罪の増加に対応して、早急に多様な言語の部内通訳をできるかぎり多く養成することが必要だと考えるものである。

部外通訳要員に関しては、基本的には、各都道府県警察は、既述の犯罪捜査規範第238条の趣旨にもあるように、部外通訳要員の登録や派遣手続き等については、通訳人運用要綱を定め、通訳人を統一的に管理運用するための機関ないし通訳センターを設け、部外通訳要員の確保のために、大使館、大学・語学学校や国際交流団体その他の機関との連携、ならびに他の都道府県警察との相互協力を図るものとされているが、新潟県警では、通訳センターを設けずに、刑事部刑事総務課国際捜査室が、部内通訳・部外通訳の手配をすべて担当している。部外通訳人の確保の面では、具体的には、長期にわたって外国語を習得した者や、長期留学経験者など、外国語使用能力が高く、さらに外国の生活習慣や当地の人々の考え方やものの見方も理解している人を、大学や国際交流団体や、大使館・領事館などの推薦紹介により、できりだけ多数確保する努力を行っているとのことである。なお、国際捜査室は、そのほかに、通訳を必要とする国際犯罪の捜査支援、国際犯罪や通訳運用状況等の統計の作成、ならびに、国際共助や国際刑事警察機構（ICPO）への照会等も行っているとのことである。

既述のように、事件が発生した後も、被害者・目撃者などの参考人あるいは被疑者が、捜査の過程で特定されなければ、当該参考人もしくは被疑者が外国人であるかどうかわからないのが通例であるが、新潟県警では、被疑者が外国人であることが明らかになることが捜査の端緒あるいは捜査の過程で判明した場合には、所轄部署が犯罪の性質によって決定され、その所轄部署から連絡を受けた国際捜査室が、部内通訳もしくは部外通訳を手配し、たとえば通常逮捕での逮捕状呈示の際に同行するということになる。県警関係の通訳の手配は、すべて国際捜査室が行うが、ほかに、東京税関や第9管区海上保安本部と合同捜査を実施する場合も、通訳の手配は国際捜査室が中心となる。これは、発生事件数などとの関係により県警が最も多くの通訳要員を抱えていることと、他の機関が予算等の制約もあるために独自の通訳要員確保体制が必ずしも十分ではないことによるものであるとのことである。

また、新潟県警では、日本語を理解できない外国人被疑者について、第1言語の通訳人を速やかに手配できない場合で、当該被疑者が英語に関して一定の理解力を有しているときには、英語で対応することが多いとのことである。後掲表に見られるように、英語使用能力がある程度高い警察部内通訳要員は多いためである。また、ポーランド語や、アカン語（ガーナ人）を第1言語とする被疑者であって、当該言語しか理解できないことが判明した事例があったが、まず、日本語や英語で対応したところ、被疑事実の要旨の告知などのレベルは理解できなかったため、使用言語の判明に努め、諸状況から当該言語の使用者であることを突き止め、速やかに当該言語の通訳人を手配したとのことである。

一方、後掲表に見られるように、国際化に伴い、通訳要員を必要とする言語数が増加しているが、この点に関連して、新潟県警の部内通訳の養成について検討する。まず、海外研修に関しては、数年前までは、新潟県警は、部内通訳の養成のために、県警内部者を海外に派遣して研修を行っていたが、最近の県財政の悪化のあおりをうけた県警予算の削減により中

断しているとのことである。

次に、言語別の対応に関してみると、まず、英語については、県警内部に使用能力の高い者も多いので、特別な研修という形式では行わずに、個人ごとに能力の向上に努めている。その他の言語については、アジアの諸言語を中心に、通訳要員としての使用能力の習得ならびに向上のために、適宜、警察庁警察大学校国際捜査研修所⁽²⁸⁾に2年程度派遣しそこで厳しく学習させる体制を整えているとのことである。とくに、ウルドゥ語（パキスタン）などの言語については、県警内部での研修マニュアルを作成してはいないので、部内警察官を上記国際捜査研修所に派遣して修得させている。このように、基本的には、部内通訳要員の養成は、国際研修所への派遣で対応しているとのことである。

また、部外通訳要員に関しては、上述のように、大学その他の機関を通じて、当該言語について高い使用能力を持つ者を把握し、依頼しているが、部外通訳者の研修は、適宜、通訳研修会を実施するようにしているが、予算の制約上限定されているために、事件数の少ない少数言語の場合には、恒常的に予算措置をとるのが難しい状況にあるとのことである。しかし、被疑者の心理的負担を軽減し、正確な被疑者供述調書の作成には、すぐれた通訳人の確保が必要であり、可能な限り、研修や養成を行うことにしているという。

今後いっそう国際化が進展すれば、新潟県内においても、来日外国人が、犯罪や交通事故等の不測の事態に遭遇したり、犯罪に関与したりする事例が増加することが予想されるのであり、さまざまな言語に関してより多数の通訳人の養成・確保のための体制作りや予算確保などがのぞまれるところである。

なお、検察通訳に関しては、2004年3月22日に行った新潟地方検察庁第1捜査官室に対する電話での聞き取り調査によれば、まず、外国人が被疑者である事件において、検察通訳を必要とする場合もときどきあるが、新潟地検内ではとくに通訳を必要とした事件数や起訴人数等の資料を作成してはいないとのことである。また、日本語をまったく解さない外国人被疑者について、取り調べその他でトラブルが生じたということもこれまで聞いていないという。検察通訳に関しては、大学や公共機関やその他団体などを通じて依頼することが多いが、新潟県内ではとくに通訳人名簿があるわけではなく、全国レベルでの通訳人名簿があるので、事件ごとに、必要に応じて、通訳人のデータをその名簿から引き出して手配しているとのことであった。

以下では、新潟県警の平成13年の部内通訳要員および部外通訳要員の数と運用状況を示しておく。

表 10 平成13年の通訳運用状況

区分	部 内 部 外		平 成 1 3 年 中			
	通 訳	通 訳	部 内		部 外	
	要員数	要員数	人数	延日数	人数	延日数
英語	63	14	17	107	1	55
韓国語	9	13	5	37	6	73
中国語	10	33	8	106	20	1215
ロシア語	9	9	9	53	11	241
フランス語		4			1	1
ドイツ語	1	3				
タガログ語	2	5	2	6	1	7
スペイン語	2	4	3	18	4	38
ポルトガル語	1	14	1	7	7	59
タイ語	2	5	1	2	2	9
ウルドゥ語		3			12	189
ヴェトナム語	2	8	2	5	12	193
ペルシャ語	1	5	1	5	3	32
イタリア語		2				
シンハラ語		3			1	13
パンジャビ語					1	6
ベンガル語		7			4	14
トルコ語		4				
アカン語		1				
インドネシア語		2				
ネパール語		1			2	10

(3) 裁判所の対応

次に、裁判所の対応について考察する。

まず、刑事裁判は、以下のような手続きで行われる⁽³⁰⁾。

検察官が起訴状を地方裁判所に提出する(刑事訴訟法第256条第1項、なお同第6項は「起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他のものを添附し、又はその内容を引用してはならない」と定めて、起訴状一本主義を採用している)ことにより、公訴提起が行われる。その後、起訴状謄本の被告人への送達(刑事訴訟法第271条)、弁護人選任権の告知ならびに貧困等の理由による国選弁護人の選定(憲法第34条、および刑事訴訟法第272条・第30条以下、なお一定の重大な事件に関して弁護人がなければ開廷できないとする必要的弁護について刑事訴訟法第289条)、第1回公判期日の指定(刑事訴訟法第273条)、弁護人による被告人との接見および証拠等の記録の閲覧・謄写(刑事訴訟法第39条・第40条)などが行われる。

公判期日では、裁判長が開廷を宣言して審理を開始する。公判手続は、冒頭手続、証拠調手続、弁論手続、判決宣告の4段階がある。

まず、冒頭手続では、裁判長が被告人に対して人違いでないことを確かめるために被告人の氏名・生年月日・職業・住所・本籍を訪ねる人定質問（刑事訴訟規則第196条）、検察官による起訴状朗読（刑事訴訟法第291条第1項）、被告人に対する黙秘権の告知（刑事訴訟法第291条第2項前段）、被告人および弁護人に対する被告事件についての陳述（刑事訴訟法第291条第2項後段：なお通常はその際に公訴事実を認めるかどうか述べる罪状認否が行われる）という流れで進行する。

次に、証拠調手続の流れは、検察官が冒頭陳述要旨を朗読して証拠により証明すべき事実を明らかにする冒頭陳述（刑事訴訟法第296条）と被告人・弁護人の冒頭陳述（刑事訴訟規則第198条）、検察官による証拠調請求（刑事訴訟法第298条第1項・刑事訴訟規則第189条）とそれに対する被告人または弁護人の意見（刑事訴訟規則第190条第2項）、書証についての同意・不同意（刑事訴訟法第326条）、裁判所による証拠決定（刑事訴訟規則第190条第1項）、証拠調の範囲・順序・方法の決定とその変更（刑事訴訟法第297条）、証拠調の実施（刑事訴訟法第304条以下：証人尋問ならびに鑑定人・通訳人・翻訳人の尋問〔第304条〕、証拠書類の朗読〔第305条〕もしくは要旨の告知〔刑事訴訟規則第203条の2〕、証拠物の展示〔第306条〕、証拠物たる書面の朗読・展示〔第307条〕）、証拠調に対する異議の申立て（刑事訴訟法第309条）、証拠調を終わった証拠書類・証拠物の裁判所への提出（刑事訴訟法第310条）、犯罪事実に関する被告人または弁護人の立証、被告人調書等の請求・取調（刑事訴訟法第301条）、証明力を争う機会付与（刑事訴訟法第308条・刑事訴訟規則第204条）、被告人質問（刑事訴訟法第311条）、情状に関する立証（検察官、被告人・弁護人）であり、以上の証拠調手続段階を終了すると、次の弁論手続に移行する。

弁論手続は、まず、検察官が事実および法律の適用についての意見陳述である論告（刑事訴訟法第293条第1項：具体的には公訴事実の認定および情状の評価についての意見ならびに関係法条の解釈適用に関する意見である）とその際に行われる検察官の刑の量定についての意見である求刑の主張、論告に対して弁護人が行う意見陳述である弁論（通常はこれを最終弁論というが、検察官の論告・求刑および弁護人と被告人の最終の意見陳述を含めた当事者による意見陳述全体を最終弁論ということもある）と被告人が行う最終陳述（刑事訴訟法第293条第2項・刑事訴訟規則第211条）という流れで進行し、弁論の終結が告げられて結審する。

そして、公判手続の最後に、公開の法廷で（憲法第82条第1項・刑事訴訟法第342条）、宣告により（刑事訴訟法第342条）、判決が告知されるのである。判決には、有罪・無罪・管轄違いの判決などがある（刑事訴訟法329条以下）。

ここで、日本語を解さない外国人が被告人である事件に関して考察する。

新潟地方裁判所に対する聞き取り調査⁽³¹⁾によれば、この刑事事件の裁判手続きは、被告人が日本人でも外国人でも同じであるが、日本語を解さない外国人が被告人である場合には、必要に応じて通訳人が付されるということである。

まず、この点に関して検討すれば、裁判所法第74条は、「裁判所では、日本語を用いる」と規定しているが、刑事事件における告知と聴聞の手続き的保障を中核とする憲法第31条の趣旨に鑑みれば、外国人被告人に対して、その第1言語もしくは理解可能な言語の通訳人を通じて弁解・防御の権利を与えることが必要であると考えられる。国際人権規自由権規約

第14条第3項f号が、「裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること」と規定しているのも、同趣旨である。こうしたことを受けて、刑事訴訟法第13章は、外国人被告人への便宜に配慮して、通訳および翻訳について以下のように規定している。すなわち、刑事訴訟法第175条は、「国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない」と規定し、第177条において、「国語でない文字又は符号は、これを翻訳させることができる」と規定しているほか、鑑定に関する第12章（第165条から第174条まで）の諸規定の準用を定めているのである。ここで、「国語に通じない者」とは、日本語による日常会話に相当程度の支障のある者をいい、「陳述者が日本語に通ずるや否やの判定は、陳述者の自由な申出によるのではなくて、(中略)陳述者の経歴や環境、理解と表現との能力や態度、その他の資料によって」裁判所が合理的に判断するものとされている(大阪高等裁判所昭和27年1月22日決定)⁽³²⁾。そして、裁判所が、外国人被告人事件に関して通訳を必要とすると認めるときは、可能な限り被告人の第1言語の通訳人が選定されることがのぞましい。しかし、被告人の使用言語がフィリピンの一定地域で使用されているイロカノ語であったが、第1審までタガログ語の通訳で公判手続きを行い、控訴審でタガログ語をほとんど解さないことが判明した事件において、裁判所は、少数言語の場合には、十分な努力をしても当該言語の通訳人を得ることが困難なときには、被疑者や被告人が理解でき、意思の疎通ができる他の言語により取り調べおよび公判審理を行うことも許されると判示している(東京高等裁判所平成6年11月1日)⁽³³⁾が、被告人の権利保障の点からは疑問が残るものといえよう。今後詳細な検討に値する問題であると考えられる。

ただし、法廷通訳に関しては⁽³⁴⁾、通訳人の中立性・公正性の確保ならびに予断排除のために、捜査段階の警察通訳・検察通訳とは別の通訳人を選定することが実務上行われているほか、通訳の正確性の確保のために、現在では、全国の裁判所において、公判廷における外国人被告人質問手続きおよび外国人証人尋問手続きについて、外国語による原供述およびその通訳内容を録音して、その録音テープを保管し、上訴記録とともに送付し、確定後も一定の事件について検察庁に引き継ぎ、記録と一体のものとして保管する扱いが確立しているというが、妥当な措置であると思われる。また、法廷通訳の法的性質および特徴については、次のような見解がある。すなわち、「通訳の法的性質は、言語についての特別の知識、経験に基づいてする具体的事実の判断の報告であり、裁判官の知識を補充する機能を有しているという意味で鑑定に類似する(略)。しかし、通訳には、単なる言語の媒介、伝達という機械的な作業にすぎないという側面もあるから、通訳及び通訳人に関連する諸問題を処理するに当たり、そのすべての場面において鑑定に準ずる取扱いをするというのは相当でない。我が国における法廷通訳の特徴は、第一に、裁判所から選任されて裁判手続に関与する通訳人の行う特別な通訳であり、外国人被告人の人権を保障し、適正な裁判を実現する上で極めて重要な役割を果たすという点にある。そこで、法廷通訳人は、識見、誠実さ及び信頼性等の観点から適性が認められ、公正さを保持できる人物であることを要する。第二に、犯罪事実の認定と刑罰の言渡しを巡る訴訟手続に関与する通訳であるから、技術的、専門的な性格を有し、通訳能力自体に大きな比重がかかる通訳である。第三に、逐次通訳であり、かつ原則として全訳通訳である。発言者の意図はもちろん、表現形式や内容の微妙なニュアンスの細部に至るまで発言の全部を逐次的に正確に通訳することが要求される、以上の諸特徴に鑑みると、

法廷通訳は、その性格上、主体としての法廷通訳人に厳格な職業倫理を要求するとともに、訳出される通訳内容に高度の正確性を要求する通訳であるといえる」と述べられているが、妥当であると考える。

このように、刑事裁判においては、法廷通訳人の役割は非常に重要である。実際、通訳人の役割は、被告人だけではなく、必要に応じて検察官、裁判官、弁護人、証人の言葉を通訳しなければならないのであり、日常用語から法律に関する専門用語まで、該博な知識が必要であるからである⁽³⁵⁾。法廷通訳人は、公判廷では被告人の横に座るのが通例である。そして、公判期日には、冒頭手続において、人定質問に先立って、誠実に通訳する旨の通訳人の宣誓が行われる（刑事訴訟法第178条・第166条）。

法廷通訳人もしくはその候補者に対する公的な研修制度に関しては、通常は高等裁判所単位ないし全国規模で行われる、法廷通訳人候補者に対する入門の形の2日間の法廷通訳セミナーと、ある程度経験を積んだ通訳人候補者に対して一定の訴訟手続きや法律用語の説明などを行う法廷通訳研修などが行われる⁽³⁶⁾。

なお、通訳人の養成ならびに通訳能力向上のための研修のための制度の整備が必要であると考えるが、後で触れる。

ここで、2004年3月17日に行った最高裁判所の広報担当者に対する電話での聞き取り調査によれば、最高裁判所の資料にあるように、平成14年に全国の裁判所で使用された外国語は、以下の通りである。まず、総数は9130人（100%）であり、うち、中国語（北京語・広東語・上海語・福建語・台湾語）42.3%、韓国・朝鮮語13.1%、フィリピン（タガログ）語7.8%、スペイン語6.3%、タイ語6.1%、ポルトガル語5.4%、ペルシャ語5.1%、ベトナム語3.3%、英語3.1%、その他（アフリカーンス語・アラビア語・イタリア語・インドネシア語・ウルドゥー語・エチオピア語・オランダ語・カンボジア語・シンハラ語・タミール語・ダリー語・ドイツ語・トルコ語・ネパール語・パンジャビ語・ヒンディー語・フランス語・ヘブライ語・ベンガル語・ポーランド語・マレー語・ミャンマー語・モンゴル語・ラオス語・ルーマニア語・ロシア語）11.9%である。2003年には、法廷通訳人として46言語の3635人が名簿に登載されていた。聞き取り調査では、最新の統計は年度末が3月のために未集計であるとのことであった。また、これまで出版されている法廷通訳のハンドブックの種類は、近時発行の法廷通訳ハンドブック実践編が、最高裁判所事務総局編『法廷通訳ハンドブック 実践編 ヴィエトナム語』法曹会2000年をはじめとして、ウルドゥー語（2000年）、英語（1997年）、韓国・朝鮮語（1999年）、シンハラ語（2002年）、スペイン語（1999年）、タイ語（1998年）、タガログ語（1999年）、中国語（1998年）、ヒンディー語（2003年）、ペルシャ語（1997年）、ベンガル語（2000年）、ポルトガル語（2001年）、ミャンマー語（2001年）である。また、従来の法廷通訳ハンドブックは、最高裁判所事務総局編『法廷通訳ハンドブック イタリア語』法曹会1994年をはじめとして、ヴィエトナム語（1993年）、ウルドゥー語（1993年）、英語補訂版（1993年）、韓国・朝鮮語（1992年）、カンボジア語（1993年）、スペイン語（1995年）、中国語補訂版（1997年）、ドイツ語（1992年）、フランス語（1995年）、ベンガル語（1993年）、ポルトガル語（1994年）、ミャンマー語（1994年）、ロシア語（1994年）であり、ほかにタイ語・タガログ語・ペルシャ語・インドネシア語が出版されたが法曹会では在庫切れとなっている。

新潟地方裁判所に対する聞き取り調査では、新潟地方裁判所が独自に作成した法廷通訳人の名簿はなく、高等裁判所ないし全国のものがあるだけであるが、法廷通訳人を必要とする外国人事件の裁判の場合には、裁判所がその名簿の中から通訳人を選定することであった。

また、ここで、平成11年から平成14年までの新潟地方裁判所と新潟簡易裁判所における通常第1審事件の終局区分別総人員、ならびに、そのうちの外国人の通常第1審事件の終局区分別総人員を示しておく⁽³⁷⁾。既述の犯罪件数には、認知されていないか検挙されていないために数値化されない暗数があるので、安易な比較を行うことはできないが、新潟地方裁判所管内での有罪件数は決して多いとはいえないように思われる。ただ、新潟県警に対する聞き取り調査で示されたように、既述の統計資料ならびに以下の統計資料のみで組織犯罪や凶悪犯罪などの実像を読み取ることはほぼ不可能であり、詳細な検討考察は後日の課題とするものである。

表11 新潟地方裁判所における通常第1審事件の終局区分別総人員

終局区分\年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
有罪総数	894	857	786	854
うち死刑	0	0	0	0
うち無期(懲役・禁錮)	3	1	2	3
うち有期懲役	830	799	740	792
(うち執行猶予)	(541)	(495)	(419)	(446)
うち有期禁錮	77	47	36	47
(うち執行猶予)	(53)	(41)	(35)	(40)
うち罰金	6	10	8	12
うち拘留・科料・刑の免除	0	0	0	0
無罪	0	1	0	0
公訴棄却	1	1	2	1
移送・その他	9	10	0	22
(その後上訴)	(47)	(53)	(63)	(82)

表12 新潟簡易裁判所における通常第1審事件の終局区分別総人員

終局区分\年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
有罪総数	193	193	198	221
うち有期懲役	185	178	188	211
(うち執行猶予)	(118)	(110)	(121)	(132)
うち罰金	8	15	10	10
うち拘留・科料・刑の免除	0	0	0	0
無罪	1	0	1	1
公訴棄却	1	0	1	0
取り下げ	0	3	0	0
移送・その他	4	5	4	11
(その後上訴)	(10)	(13)	(5)	(10)

表 1 3 新潟地方裁判所管内における外国人の通常第 1 審事件の終局区分別総人員

有罪	106	80	72	90
うち死刑	0	0	0	0
うち無期（懲役・禁錮）	0	0	0	0
うち有期懲役	102	80	71	90
うち有期禁錮	0	0	0	0
うち罰金	2	0	1	0
うち拘留・科料・刑の免除	0	0	0	0
無罪	0	0	0	0
公訴棄却	0	0	0	1
移送・その他	2	4	0	9

（なお、有期懲役のうち執行猶予になった人員数は資料なし）

(4) 刑務所の対応

自由刑（懲役刑・禁錮刑・拘留：刑法第 9 条以下および監獄法第 1 条第 1 項参照）を科す判決が確定すると、刑事施設において執行される（憲法第 31 条・刑事訴訟法第 471 条以下・監獄法・監獄法施行規則等参照）。受刑者は、もとより厳しい規律のもとにおかれるが、その人権の制約は、拘禁と戒護（逃亡・罪証隠滅・暴行・殺傷の禁止、紀律維持など）および受刑者の矯正教化という在監目的を達成するために必要最小限度の合理的なものであることが要求される⁽³⁸⁾。このことは、国際人権規約自由権規約第 10 条第 1 項の、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」との規定、ならびに第 3 項前段の、「行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む」との規定にも示されている。

こうした趣旨に鑑み、現在では、外国人受刑者について、一定の配慮がなされるようになっているのである。

新潟刑務所の担当者によれば、まず、日本語の理解力の程度に応じて収容される刑務所に違いがある⁽³⁹⁾。

まず、日本語を全く話せない外国人受刑者は、原則として府中刑務所と大阪刑務所に収容される。府中刑務所の広報担当者によれば、昭和 47 年に日本語を理解できない外国人受刑者への処遇を開始し、外国人受刑者専門のベッド付き独居房からなる特別棟を設置したが、近時の外国人増加状況に対応して、平成 7 年に府中刑務所に国際対策室が設置され、2 年後に大阪刑務所でも同様の対応がなされるようになった、とのことである⁽⁴⁰⁾。

したがって、新潟刑務所には、少なくともある程度は日本語を話し理解することができる外国人受刑者が収容されており、このことは上記の新潟刑務所に対する聞き取り調査でも確認できたところである。また、それによれば、新潟刑務所には、新潟県内で実刑判決を受けた受刑者だけではなく、東京高等裁判所管内（関東 1 都 6 県および山梨・長野・新潟の甲信越 3 県を含む）で実刑判決を受けた受刑者が収容される。受刑者数は、入所と出所とが毎日行われていて変動するために概数でしか示すことはできない（新潟刑務所独自の個別的資料は作成しておらず法務省の『矯正統計年報』に新潟刑務所の統計も含まれている）が、全体で約 960 名の受刑者のうち、外国人受刑者は約 100 人で、割合は 12 - 13 パーセント

である。罪種および刑の種類はさまざまであり、刑期も数ヶ月の者から10年を超える者まで多様である。国籍別に見れば、中国人が最も多く、約半数を占めている。次いで、イラン人が2割前後、ほかは1人から数人程度であり、17-20カ国前後の外国人受刑者がいることもあるとのことである。

また、新潟刑務所によれば、収容されている外国人受刑者が日本語を理解することができることから、通訳人がいるわけではなく、特別の対応マニュアルも作成していない。ただし、細かいニュアンスは伝えにくいものもあるため、意思疎通が十分図れるように、じっくりと説明する場合もあるという。刑務所内部の職員に対しては、適宜、英語と中国語の研修が行われているとのことである。

一般的な処遇に関しては監獄法ならびに監獄法施行規則で定められているが、外国人受刑者の処遇に関しては規定がないため、府中刑務所によれば、外国人受刑者の増加に対応しつつ、制度ならびに施設の改善を行ってきたとのことである⁽⁴¹⁾。

この点に関しては、新潟刑務所では、外国人受刑者に関しては、日本人と一緒に、畳部屋の雑居房に収容されており、ベッドを使用する者はいない。通常は、1部屋に8人から11人収容されている。特別な配慮としては、たとえば、イスラム教徒のように、宗教上、毎日宗教儀式を行う者については、施設の中で周囲の者に迷惑をかけない範囲で自由に行ってよく、また、タイやミャンマーなどのように仏教徒である場合には、数珠の使用が認められており、キリスト教徒も含めて必要な教典（ないし経典）は使用が認められている。食事に関しては、収容されている外国人受刑者に対応しており、食事がトンカツの場合にはイスラム教徒に配慮して個別にチキンカツを出したり、牛肉を使用した食事の場合にはヒンドゥー教徒に配慮して個別に豚肉にしたりするなどしている。

なお、日本国籍を有していない外国人受刑者が、仮釈放もしくは満期釈放されると、滞在期間が超過しており査証が有効でなくなっている場合には、釈放時に入国管理官ないし入管当局者が身柄を引き取って入国管理事務所に移し、国籍国に強制送還されるのが通例である。

以上のことから、ある程度日本語を理解できる外国人受刑者を収容している新潟刑務所における処遇は、一定の水準にあるとも考えられる。ただ、本稿では、時に報道でも指摘される日本の刑事施設全般および新潟刑務所が抱える受刑者処遇に関する諸問題の摘示・検討まで行う余裕はなかったため、後日の課題とするものである。

(5) 弁護士の対応—聞き取り調査による具体的事例も含めて

A 概説

外国人の権利の保障にとって、弁護士の活動は、きわめて重要な役割を果たすことが多い。以下では、外国人被疑者・被告人事件に詳しい上越市の高橋法律事務所の高橋幸知弁護士に対する聞き取り調査により、高橋弁護士から教示いただいた内容をふまえて述べることにする⁽⁴²⁾。なお、現実に即した手続き面では、複数の弁護士が執筆した『外国人刑事弁護マニュアル』⁽⁴³⁾が詳しいので、以下では適宜参考にするものである。

まず、民事事件、たとえば、外国人が日本人と結婚した後、離婚問題が生じた場合⁽⁴⁴⁾などには、その外国人が女性であるときには資力が十分でないこともあるために、弁護士がボランティア的に法律相談を無料で行うこともある。これまでに、1週間に4回無料の法律相談を行ったことがあり、そのときに外国人が相談に来たこともあるという。事案自体は、

日本人同士のものと同じであり、対処方法も通常の手続きに沿って行われるが、日本の法律ないし権利の内容や、紛争解決手続きについての理解が不十分である場合も多いため、言語・宗教・生活習慣等の違いも勘案したうえで、一定の配慮を行うこともあるとのことである。訴訟になった場合には、弁護士が法定代理人になるとときには、民事訴訟の通例に従うことになる。

B 弁護士の活動と外国人による刑事事件

(ア) 当番弁護士制度、弁護通訳などについて

次に、刑事事件においては、弁護士の役割は非常に重要であるが、最初に、外国人が身柄を拘束され、留置・勾留された場合について考察を行う。既述のように、逮捕されると、警察による場合は最大48時間、検察官等による場合は最大72時間留置され、その後裁判所によって勾留が認められれば10日間、勾留延長が認められれば20日間は勾留されることになる。

この場合、日本語を理解できず、日本の法律や手続きの内容について知識を有していない外国人被疑者にとっては、被疑事実や日本の刑事手続きなどを詳細に知り、自己の権利を保護してもらうために、弁護人を選任する必要はきわめて大きい。被疑者段階で警察官もしくは検察官から弁護人選任権の告知を受けても、現在のところ、この段階で国選弁護人を請求しうる制度がとられていない。外国人被疑者に十分な資力がある場合には、自ら弁護人を依頼することもあり、これまでに高橋弁護士の経験では、知人である外国人の事件において、一度だけ、被疑者段階で依頼され、起訴後も私選弁護人になったことがあるとのことである。しかし、通常は、外国人被疑者は資力が不十分であり、自ら依頼する例はまれである。

このように、日本人であるか外国人であるかを問わず、資力がない被疑者の権利の確保のために、平成4年から、全国で、該当する地域の弁護士会において所属する弁護士の中から当番弁護士を決めておき、身体を拘束され留置もしくは起訴前の勾留の間に、初回の面会時は無料で相談できる、いわゆる当番弁護士制度が設けられるようになった。当番弁護士の表が留置場に貼られているほか、被疑者取り調べ時に弁護人選任権を告知された際に、当番弁護士に依頼するかどうか告げられるのが通例であるという。また、そのような被疑者が外国人であって日本語を理解できない場合には、通常は警察から、既に勾留中の場合には裁判所から、弁護士会を通じてもしくは直接に当番弁護士に電話連絡が行われ、接見の指示が行われるとのことである。通常は、被疑者を勾留する前に裁判所が被疑事実の要旨を告知して被疑者から陳述を聞く手続きである勾留質問（刑事訴訟法第61条・第207条）の際までの間に、通訳人の手配と初回接見が行われることになる。その後は、被疑者が希望すれば、起訴されるまで、弁護士会の費用援助で弁護士をつける委任契約を結ぶことができる。金額としては5万円くらいまでであるが、これは弁護士会に属する弁護士が積み立てている基金（通常の弁護士報酬から源泉徴収されるひまわり基金）から立て替え払いされる。被疑者が起訴された場合には、被疑者段階で弁護人となっていた当番弁護士はいったん辞任するが、被告人に十分な資力がない場合には、裁判所によって国選弁護人選任権の告知を受けた外国人被告人は、当該当番弁護士を国選弁護人として依頼するのが通例であるという。

そして、外国人が被疑者である事件では、連絡を受けた当番弁護士は、弁護士会ないし警察から罪名を含む事件内容や、被疑者の第1言語（既述のように通常は母国語だが複数の言

語の使用能力がある場合には最も習熟した言語をいうことが通例である) ないし理解可能な言語を聞き、被疑者の日本語理解能力の程度を確認する。そして、弁護士は、できる限り第1言語の通訳人を確保したうえで、速やかにその通訳人とともに、留置場もしくは拘置所において外国人被疑者との初回接見を行うのである。

なお、その際の弁護通訳となる通訳人は、弁護士会が手配した通訳人であることが多く、通訳料は弁護士会がボランティアで支払うことになっているという。高橋弁護士によれば、たとえば、アジア系の言語では、近くの上越教育大学の教員や留学生などにも依頼することがあるとのことであるが、最近では、通訳人の能力がかなり高くなったという。ちなみに、高橋弁護士によれば、10年くらい前に依頼したことのあるタイ語の通訳人は、現在新潟市を地盤に国会議員になっている人で、優秀な通訳人であったとのことである。

新潟県弁護士会には通訳人の名簿があり、中国語、韓国語、ロシア語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語は、県内の通訳人で十分間に合うが、トルコ語やウルドゥ語（パキスタン）は東京に依頼しているようだとのことである。この点に関連して、2004年3月17日に行った新潟県弁護士会に対する電話での聞き取り調査では、2002年9月21日に「外国人のための弁護士による無料法律相談会」を行ったが、対象言語は、日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ハングル、ロシア語、タイ語、タガログ語、パキスタン語とし、通訳人も依頼したとのことであった。また、外国人被疑事件の数や接見した事件数については、弁護士会にある受付簿を集計すればそれらの数値はわかるはずであるが、とくに統計資料を作成してはならず、外国人被疑事件の年間の件数や人数などは未集計であるとのことであった。

なお、ここで、弁護通訳人に関して検討すれば、通訳人の候補者が被疑者の友人・知人の場合などは、中立性・公正性に欠け、守秘義務等の関係でも疑問があるので、避けるべきである⁽⁴⁵⁾。また、同様に、中立性・公正性の確保ならびに予断排除のために、同一事件では、原則として捜査通訳人（警察通訳人・検察通訳人）と、法廷通訳人とは別であることが必要であり、既述のように、実務ではそのような慣行になっている。

また、通訳人の苦労や能力に関しては、高橋弁護士によれば、弁護士側から通訳人を見ると、日本語は、もともと一文を長く続けることができ、最後に動詞がくるという文法構造をしているうえに、法律の文章は長く複雑であることが多いので、非常に苦労しているだろうとのことである。したがって、中国語や、インド＝ヨーロッパ語族に属する諸言語のように、S（主語）・V（動詞）を基軸とする言語の被疑者と接見して話す場合には、弁護士は、通訳人が通訳しやすいように、スパッと質問や説明するのに気を遣うとのことである。なお、以前は、能力が決して十分ではないと思われる通訳人もいたことは事実であるという。ある国の自動車窃盗団の一員の事件の裁判の証拠として本国から犯罪経歴を取り寄せ、それを通訳人が翻訳したものが法廷に提出されたが、基礎的な誤りを含むことが明らかになったことがあり、通訳能力に疑問ありとして通訳人を交代してもらったことがあるという。現在は、通訳人の能力は高くなっているため、このような問題は生じていないとのことであった。

また、弁護士側から見て、現在の通訳人制度を改善してもらいたいという点に関しては、通訳人からよく聞くことであるが、通訳人に対して裁判所主催での研修機会を増やしてほしい、そこで通訳方法や、現実の通訳上の問題点を教えてほしい、講師や経験者から実際に困った経験を話してもらいそのような場合にどのように対処したらよいか教えてほしいという

課題が出ているので、今後も日本語を解さない外国人被疑者・被告人事件が増加する予測のもとで、できるだけ早く対応すべきであろうとのことであった。

なお、教誨関係では、上越支部では、たとえばフィリピン人が被疑者の場合には、勾留面会の際に、マリオさんという神父さんで幼稚園の人が、同行することがある。その神父さんは、英語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、日本語の6カ国語の会話能力があるとのことであった。

(イ) 外国人被疑事件と初回接見の内容

高橋弁護士によれば、初回接見時の説明内容は、被疑者の考え方や被疑事件の内容によって若干の違いがあるので、ここで、高橋弁護士が関わった近時十数年の被疑事件の内容とその変化について見ておくことにする。

まず、外国人被疑者・被告人事件が信越地域でも目立つようになってきたのは、一方で国際化が進展し他方で日本がまだいわゆるバブル経済の余韻を残している1990年代からのことであるという。10年くらい前は、フィリピンやタイやベトナムやカンボジア等のアジア系の女性が、日本でお金を稼ぐ目的で来日し、不法滞在しながらスナック等で働く際に売春にかかわったとして一斉摘発を受ける事例が多かった。警察は、事前の聞き込みで情報を収集し、あるいはある店の摘発中に他の店の情報を集めるなどすることにより、一日に4件くらいまとめて摘発することもあった。本人たちは、入国する際にブローカーに200万円から300万円支払って働く場所等を見つけてもらうなどの諸般の手配をしてもらうが、通常はその金額を前借りするので、一定期間は借金を背負って働くことになる。しかし、返還し終わると、あとは大半が本人の収入になるので、3年くらい不法滞在して働けば、摘発されて逮捕され本国に強制送還されても、残りのお金で郷里に家が建てられるほどであった。こうした事例では、スナック等で日本人相手に働いていたために日本語が上達している者が多かったこと、考え方やものの見方が日本人と似ていることも多かったことなどから、弁護士が捜査・公判の過程で困るような事態はあまりなかった。すなわち、単純なオーバースティの場合には、一度接見して、本人から諸々の事情を聞き、弁護士側からも詳しく説明しておけば、本人が、事実等について捜査・公判過程で否認することはほとんどないために、何度も接見してそれ以上の相談を行うという必要はなかったとのことである。

次に、近時は、外国人が被疑者・被告人になる類型には大別して2つあり、第1は、就労目的で来日した中国人や韓国人の不法滞在者が摘発される事例である。短期ビザで入国し、建設現場や土木建築関係などに就労する男性が多いが、単純作業に従事しているため、格別日本語を使用しなくても、身振り・手振りで、ある程度の意思の疎通が可能のために、日本語が話せない者も多数いるとのことである。高橋弁護士の経験では、10年近くオーバースティしていたが、検挙された際にも日本語がほとんど話せなかった例があるという。このような場合、本人はとくに犯罪を行ったわけではないので、警察による職務質問や自動車検問などの際に見つかるパターンが多いとのことである。他方、第2の類型は、窃盗事件や強盗事件その他の捜査の過程で、犯罪者として外国人が逮捕される事例である。金庫盗、ピッキング盗、自動車窃盗などが多く、複数人による組織的なものもある。国籍を見ると、韓国、中国、ロシア、あるいはパキスタンやイランなどから来日した者の比率が高いという。ただ、上越地域では、外国人が日本の組織暴力団と結びついていた事例や、薬物事犯の事例

は、これまではほとんどなかったとのことである。一度経験した覚せい剤自己使用事件では、他の地域から来た者がたまたま上越市で逮捕されたという事例であったという。

これらの近時多く見られる類型の特徴を見ると、まず、単純なオーバースティの場合には、被疑事実を争うことはほとんどない（否認しない）のが通例であり、上述したとおり、弁護士が、留置中あるいは勾留中に一度接見に行けばそれで終わりになることがほとんどであるという。

ただ、近時多い外国人男性が被疑者となる事例では、本国で借金したうえで日本に入国しお金を稼ぐために不法滞在になることが多いので、いつ出られるのか、寮やアパートの家財道具はどうなっているのか、出た後は働いてお金を稼ぐことができないまま本国に強制送還されてしまうのかなどについて、非常に不安になることもあり、加えて、知人も不法滞在の場合もあるので面会には来られず、雇い主も事情を知っていれば不法就労助長罪（出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項1号参照）に問われかねないので面会には来ないというような状況で、孤独感にさいなまれることもあるという⁽⁴⁶⁾。

実際に、高橋弁護士によれば、2003年8月に不法滞在で逮捕された30歳の中国人の例では、本国に多額の借金が残っているため、なんとしてもお金を稼ぐ必要があるのに、逮捕されることになってしまったので、精神的にかなり不安定になり、拘置所で暴れたり、頭を柱にぶついたりして、医師に鎮静剤を打たれたことがあるほか、毎日のように「すぐに面会に来てくれ」との内容の電報を弁護士事務所に送ったりしたという。そうした電報が届いた場合には、弁護士は断ることができないので、通訳人ともども大変苦労したとのことである。

初回接見の際には、単純なオーバースティで否認しない事例では、取り調べや留置場や拘置所での処遇その他被疑者が心配していることについて逐一不安を解消するように説明するほか、刑事手続きの流れを詳細に説明して、裁判終了まで3ヶ月程度は勾留されることが多いことを納得してもらい、予想される結果として、判決言い渡しの日に入国管理当局者が来て身柄を引き取って収容後、退去強制させる（出入国管理及び難民認定法第24条・第5条）のが通例であることを説明するとのことである。

他方、第2の類型では、高橋弁護士の経験した事例では、被疑事実を全面否認することがあるので、とくに気を遣うとのことであった。すなわち、近時の外国人被疑者のうち、中国人や韓国人やロシア人は自己主張が強い者が多く見られ、また、イスラム教圏の国から来日した者はとりあえず否認しておく傾向があるという。

この場合には、初回接見は、時間をかけて、被疑者の話を聞くとともに、手続きの説明をとくに詳細に行うとのことである。まず、留置場ないし拘置所での処遇その他のほかに、日本の裁判の仕組みをじっくり説明し、刑事手続きでの身柄拘束は他の国と比較して長期にわたることがあり、原則10日間の起訴前の勾留はほぼ100パーセント延長されると考えておいてほうがよいことを伝える。また、裁判は、きわめてまれには、1回の公判期日で、前半で、冒頭手続、証拠調、弁論手続を終え、途中休憩をはさんで判決が行われて終了に至ることもあるが、2回の公判期日で終了するとしても2ヶ月から3ヶ月かかるのが通例であり、その間は身柄を拘束され続けることを話しておく。さらに、重要なことは、日本では、罪状認否で全面否認すると、徹底した証拠調の実施や裁判官の心証等により、途中で保釈はほとんど認められなくなるほか、裁判も長引いて最短でも1年くらいかかってしまうことを伝

えておき、被疑者段階で、長期の身柄拘束を覚悟しつつ起訴後に全面的に否認して争うか、より短期間で裁判を終了させる可能性の高い冒頭陳述での有罪の自認を行うか、よく考えて被疑者自らが決定するよう助言することであるという。高橋弁護士が担当した具体例では、自動車窃盗団の末端に位置するロシア人が、逮捕されたので、初回接見に行き、必要な説明を行い、否認したら半年は出ることができない見込みであることを詳しく説明したら、すんなりと有罪の自認を行うことを決めたという。このときの事件では、窃盗団組織の上位に位置するロシア人も、共犯者として逮捕されたが、組織犯罪では組織の末端の者は刑が軽く上位の者は刑が重いのが通例であることを既に理解しており、本人は重く罰せられる見込みであることを予期していたので、否認はしなかったが黙秘を貫いたという。末端のロシア人被疑者の場合には、結局、ロシア語の通訳人に、3日に1度、新潟から上越に来てもらい、6回接見を行ったという。ただし、このように、勾留の際に否認のデメリットをよく説明し、どちらの対応を行うかはっきり決定してもらえば、弁護人のそれ以後の対応も楽であるとのことであった。

このように、初回接見の際には、弁護士は、通訳人を介して、日本の法律内容や刑事手続きの流れ、被疑者・被告人の処遇、予想される結果などをよく説明し、被疑者と委任契約を結び、弁護人選任届に署名押印してもらうことになるのであるが、否認事件では、冤罪防止との関連に鑑みれば、日本語を解さない外国人被疑者・被告人にとって、弁護人、および弁護士の言葉を正確に伝える通訳人の役割は、決定的ともいえるほど重要なものなのである。非常に興味深い内容が含まれているが、具体的な事例研究は後日の課題としたい。

(ウ) 事例紹介

ここで、高橋弁護士が経験した事例の中で最も印象に残っている全面否認事件について付記しておく。

10年以上前で、高橋弁護士がまだ長野にいた時期であるが、イスラム教徒でウルドゥ語を話し日本語はほとんど解さない者が、研修生として来日した6人が住む宿舍内で、被害者と2人きりでいたときに発生した殺人事件の犯人であるとして起訴された事件である。本人は、捜査段階から公判段階まで一貫して公訴事実を全面否認した。裁判所は、複雑な事件であることに配慮して、国選弁護人を2人つけることを認め、高橋弁護士は公判段階からの国選弁護人となった。証人は全部で26人（記憶が不正確であり27人かもしれないとのことである）にのぼり、証拠書類は1メートルに達するほどであった。被告人が無罪を主張しているため、警察は、被告人の犯行前後の行動の裏付けや、物的証拠発見のために、徹底的に捜査を行ったからである。厳格な証拠調を行ったことにより、公判は、1ヶ月に1回、朝から晩まで行われ、1年間かかった。

逮捕後の取り調べにおける被告人甲の主張は、概略、以下の通りである。すなわち、甲は、研修生として来日し、工場で働いていたが、事件当時、工場そばの宿舍に殺害された被害者乙と2人きりでいたところ、4人の強盗に襲われ、甲は麻酔薬のようなものをかがされ、気を失った。気がついたときは、他県の都市にいて、そこで警察に逮捕された、したがって、気を失っていた甲は強盗に連れさらられたのであり、乙の殺害も強盗によるもので甲はまったく無関係である、というのである。

一方、警察の捜査は、被告人甲の犯行後の行動の把握と、物的証拠の発見のために、徹底

的に行われた。まず、犯行後に、宿舍の当該部屋において、血痕が発見され、後の鑑定により被害者乙のものであることがわかった。また、犯行時間当時、宿舍の部屋には甲と乙の2人きりであったことは甲も認めている。そして、警察の調べにより、犯行直後の時間に、工場敷地外の近くの畑で農作業をしていた日本人の老婆が、甲が工場にいることを目撃したと証言し、また、会社の運搬車の運転手が甲を車に乗せて近くの鉄道の駅まで乗せたと証言し、犯行後の時間帯に、甲がその手についている傷の応急手当のためにバンドエイドを購入したことを駅前のコンビニエンス・ストアのアルバイト店員が証言し、甲が駅の改札を通過して特急に乗ったことを駅の改札係が目撃したと証言し、特急内に甲がいたのを目撃したと特急内の物品販売員が証言した。そして、他県の警察は、甲を逮捕したのである。また、警察は、その後の捜査で、宿舍付近の川をせきとめ、犯行に使用された包丁を発見した。この包丁に関しては、その販売店のアルバイト店員であった女子高校生が犯行日以前に甲に販売したことを証言した。死体を司法解剖した鑑定医も、傷口の様子や傷の付け方に関する証言を行った。

これらの証拠調の結果、最終的に、裁判所は、検察官の求刑が懲役14年であったところ、懲役12年の実刑判決を下したのであった。

高橋弁護士によれば、接見に際して既述のような詳細な説明を行ったのであるが、甲は、同様の事例における本国の刑罰が死刑であることを想起し、日本でも死刑になるものと信じたために、全面否認を貫いたものと考えられるという。また、自己にとって不都合ないし不利益になりうることはとりあえず否認し、後は神の思し召しに委ねるというイスラム教圏の考え方も背景にあったように見えるという。ちなみに、本国では、部族間での私的復讐の風習が残っているようであり、乙の殺害を甲が自認すれば（甲が否認し続けられない限り）、乙が属していた部族と甲所属の部族との間でなんらかの手打ち式類似の行為が必要と考えられ、実際に、本国から一族の者がやってきて「あなたは彼を無罪にしなければならない」というような表現で弁護士に助言したり、同趣旨のファクシミリが弁護士事務所に送信されてきたりしたという。

また、当時は、拘留所では、食事や生活習慣に関して、イスラム教徒に対して十分な配慮を行うが困難であったために、裁判所が、未決勾留中は拘留支所ではなく刑務所内の部屋を改造してベッド等を置いて対応したが、甲がいらいらして暴れるのを接見した弁護士がなだめることもあったという。

また、法廷通訳人に関しては、県内でウルドゥ語の通訳人を手配できなかったもので、東京から通訳人来てもらったが、検察官や弁護人や裁判官の尋問や弁論が、言語の日本語では非常に長い文章であったにもかかわらず、通訳されたものを聞くとかなり短いものであったりして、疑問な点もあったほか、通訳内容を子細に聞いたり表情をうかがっていたりすると、通訳人自身が甲に対して有罪の心証をもってしまったように思われたとのことである。

以下では、この事例について詳細な分析を行う余裕はないので、簡単な指摘にとどめることにする。

警察の徹底的な捜査により得られた諸々の証拠からすれば、被疑者は客観的に見て有罪だとの印象をもつのが日本での一般的な見方であろうし、高橋弁護士も同様な印象を持ったという（もし冤罪のおそれがあると考えられる事件であったならば、それこそ弁護人は被疑者・被告人の人権保護のために精一杯の努力をすることになる）。しかし、被疑者側からすれば、被

疑者本人も有罪かつ重罪に処せられると考えたからこそ、当初から、日本の刑法ならびに刑事訴訟においても、本国と同様に、乙の殺害が死刑に相当すると判断し、全面否認を行ったものであろう。このことはある程度まで理解可能であるが、甲の態度と、甲の思考様式や信仰する宗教との関係、さらには、イスラム教圏の甲の本国において部族がどのような位置づけにあるのか筆者には不分明であるが、この部族とその一員である甲との関係の理解も、甲が全面否認という態度を取った理由の理解には欠かせないものとする。こうしたことからしても、異なる社会的文化的宗教的背景のもとで、罪を犯した外国人が、どのように自分が裁かれ、判決が言い渡されるまでにどのような処遇を受けるのか、有罪を宣告された場合にはどのような刑罰を受けるのかなどに関して知る機会がなければ、非常に不安になるであろうし、ある程度知ることができたとしても、精神的に不安定になって、留置場や拘置所で暴れたり騒いだりすることも故なしとしない。それは、来日外国人や日本在住の外国人に限らないのであって、注4でも触れたように、日本人が、国外で犯罪を実行したとして逮捕され、そこで死刑判決が宣告されるという事例も報道されているのである。では、こうした不安をやわらげもしくは解消できるとすればそれは誰がどのような方法でできるのか（あるいはすべきなのか）という点、刑事司法過程に登場する警察職員や検察官や弁護人や裁判官が、それぞれの立場で、自らもしくは通訳人を通じて、被疑者・被告人に、わかりやすくかつねばり強く、日本の法内容や刑事司法手続きを説明し、また判決確定までの処遇や、判決の執行方法を説明するという点でしかありえないであろう。この点では、高橋弁護士に対する聞き取り調査では、上記の事件の被告人と関わりをもった弁護人や裁判官の対応は誠実なものとして評価できるものとする。とりわけ、被告人の権利の確保のために、僅少な報酬（多大の労力を要する複雑な事件であったにもかかわらず国選弁護人としての報酬は1年間の総額が40万円前後であったという）で尽力した弁護人の姿勢には、敬服の念を禁じ得ない。ただ、同様に尽力した通訳人に関しては、対応の一部は中立性・公正性の確保や予断排除の観点から問題が残るものと考えられ、正確な通訳の困難さの克服のための方策、ないし通訳人の養成・能力向上のための研修制度の構築などについて、課題を呈示しているといえよう。

（エ）小括

高橋弁護士に対する聞き取り調査では、警察や裁判所とは異なる立場からの見方、とくに被疑者の権利確保のための具体的活動のあり方を詳細に知ることができ、きわめて有意義であった。とりわけ、さまざまな国籍を有し、社会的背景や生活習慣やものの見方を異にする外国人が被疑者・被告人になった場合に、その権利保障に尽力するだけでなく、不安や精神的負担を軽減しうるように親身になって現実的に行動できるのは弁護人なのであることがよく理解できた⁽⁴⁷⁾。

なお、通訳人に関してみれば、弁護通訳人だけでなく、警察通訳人、法廷通訳人のいずれもが、捜査官、弁護人、もしくは裁判官等の言葉を正確に通訳し、被疑者・被告人の主張を正確に伝えること、日常用語から法律用語等の専門用語まで正確に通訳することは該博な知識を要し非常に大変なことであることが理解でき、通訳に携わる人々の努力には敬意を表したいと考えるものである。ただ、今回の共同研究調査では、本来は専門家であるべき通訳人の養成に関して、まず、大学や国際交流団体、あるいは大使館や領事館からの推薦、もしくは

は長期間の外国語既習者や留学経験者による自薦によるのであって、通訳人になるための公的制度ないし特別な資格があるわけではないこと、ならびに通訳能力の向上のための制度は、警察や裁判所等による一定の研修等はあるものの、予算上の制約もあることから決して十分なものとはいえないことが明らかになった。通訳人を専門職とすることができるような、換言すれば十分な報酬を得て常日頃から研鑽に努めることができるような養成制度ないし資格制度、ならびにその後の研修制度の確立に、行政が取り組むべき時がきていると考えるものである。

4 むすびにかえて—今後の課題

本稿は、日本の刑事司法手続きがどのようなものであり、新潟に在住する外国人や来日外国人がどのように刑事手続きと関わりを有するかという問題について、言葉の壁と通訳体制、あるいは生活習慣や食習慣等との関連その他を念頭に置きつつ、考察しようとしたものであり、今後のさらなる研究の礎石とする意図を有するものである。

まず、外国人が犯罪や交通事故等の不測の事故に遭遇した場合については、新潟県の中で、職責上当該事態に最も密接に関連する組織として、警察が、事態の把握と対処を行っていることが明らかになったが、交通事故に際して本国への棺の送還まで手配することがある点は、警察法第2条が、警察の責務として、「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」よりも先に、「個人の生命、身体及び財産の保護」を掲げていることをあらためて想起させるものである。ただ、県内において外国人が犯罪の被害者になるのは年間に数件しかないために統計資料がないことなどから、有意義な検討を行うことができず、具体的事例についてもプライバシーとの関係等から公開にはなじまない性質のものであるために入手し論じることができなかつたことは御海容を乞うものである。

そして、外国人が犯罪の被疑者・被告人となる場合に関する考察では、最初に、新潟県内での外国人犯罪の現状ならびに全国の状況を把握したが、新潟県警に対する聞き取り調査や種々の入手資料からは、窃盗事件の増加を含む全国的な犯罪認知件数の増加、来日外国人犯罪件数の増加、犯罪の組織化の進行その他の特徴が、全国レベルでも、新潟県レベルでも見られ、ほぼ同様の傾向を示していることがわかった。ただ、ここでは、マクロレベルの現状把握に主眼をおいたために、全国ならびに新潟県における、日本人および外国人の犯罪傾向や犯罪に関与するに至る背景の分析、ならびに犯罪防止のための対策の検討などは後日の考察課題とせざるをえず、また、他方で、弁護士に対する聞き取り調査で得られた外国人犯罪弁護の具体的経験ならびに実体験に基づく時系列的な犯罪傾向等の分析、すなわちいわばミクロレベルの現状把握が非常に重要でありかつ興味深いことをあらためて認識することができたので、継続してこの視点からの研究に取り組むことを予定している。

次に、具体的な刑事司法過程である、警察・検察による捜査から、逮捕、留置、勾留、起訴までの流れの検討では、外国人被疑事件への対応を、まず憲法・刑事訴訟法・刑事訴訟規則・犯罪捜査規範等の法令に則して考察した。身体・生命の自由は他のすべての自由や権利の前提であり、人間の尊厳に反するような非人道的な自由の拘束は許されないが、歴史に鑑みれば、違法・不当な逮捕や監禁や拷問がしばしば行われたために、それらの法令に詳細な規定を置き、公権力を手続き的に拘束して人権を保障しようとする法の適正な手続きの保障（法定手続保障）を行っているのである。そして、外国人被疑事件では、日本語を解さない

外国人被疑者のために、逮捕や取り調べなどの過程で通訳もしくは翻訳文添付が必要であるとされている。国際人権規約自由権規約第14条第3項a号では、「その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること」が定められているが、当該規定や犯罪捜査規範第232条・第233条等は、被疑者・被告人が刑事手続きでの防御権の確保等のために理解可能な言語による適正な告知・聴聞の権利を保障されるべきであるとする趣旨である。別の観点から見れば、本文該当部で述べたように、通訳言語の選択、通訳の適正さ、正確性、中立性・公平性などがこれまでに裁判で争われてきたところであり、新潟県警、新潟地方裁判所、ならびに弁護士に対する聞き取り調査においても、これまでに問題が生じたことはなかったかどうか確認したいと考えていたところである。この点に関しては、上記の各機関のいずれもが、新潟県内で顕著な問題が生じたとの記憶はないとのことであり、手続きの適正が確保されている印象は強く、この点での新潟県警の捜査の端緒ならびに捜査全般における外国人被疑事件への対応は評価に値するものと考えられる。また、部外警察通訳人に聞いたところでは、手続きの適正さや中立性・公平性の確保には非常に気を遣っているとのことであり、他方では通訳時の困難や苦労話のレベルでは非常に慎重で具体的事件の内容に触れ守秘義務に抵触するおそれがあることを当人が随所で配慮したために調査としての有意義な形では実施できず、端的に言えば、正確な言語の媒介・伝達を行う通訳人からの聞き取り調査は、隔靴搔痒、本稿で記述するに値するものとはならなかったことをお断りしておく。本共同研究の研究代表者であり本稿の共同調査者でもある黒田俊郎が、その作成による当初の事業計画書において、研究の方法として「現場に足を運ぶ聞き取り調査をメインとする」ものとしているが、聞き取り調査の限界ないし困難を筆者が再認識した次第であり、今後の方法論上の検討課題とするものである。ただ、上述のように、弁護士に対する聞き取り調査においては、この点に関しても重要な知見が得られたことを付記するとともに、自ら弁護士となって事件を担当し、公開された裁判記録をもとに、聞き取り調査に対応することができる弁護士の立場と、中立性・公正性の確保と予断排除を基本としてあくまで捜査官および被疑者の言葉を正確に通訳する職責を負い、かつ裁判の証拠となる供述調書の内容に関して守秘義務を負う通訳人の立場の違いを理解することができたことは成果の一つとも考えられる。

また、通訳に関しては、警察通訳も、法廷通訳も、国際化の進展に伴う人的交流の活発化に対応して、通訳人養成制度の構築による人員の増加、ならびに研修制度の充実等による通訳能力の向上などが課題となっていることも明らかになった。とくに、通訳人の増加率が来日外国人の増加率に追いつかない状況が到来すれば、あるいは、通訳要員数の少ない言語に関して何件か同時に被疑事件が発生するなどして通訳人が不足する状況が生じることになれば、前記の被疑者・被告人の権利の実効的保障は画餅に帰することになってしまうので、対策を考究し、行政への提言もしくは立法提言をなすように今後研究を深めていきたい。

それに対して、刑務所の対応は、通訳人制度が抱えている諸課題を先取りしているように見えることが明らかになった。日本人受刑者の増加と並行して、外国人受刑者の増加も著しく、各所で定員を超過するに至っている状況であり、まったく日本語を話せない外国人受刑者の処遇に関して先陣を切っている府中刑務所だけでは収容しきれなくなったために、大阪刑務所にも収容するようになったが、これからもさらに増加すると考えられる。新潟刑務所にも、日本語をある程度話せる外国人受刑者が、960人中100人前後収容されており、

日本人受刑者と一緒に雑居房で起居しているが、食事や宗教その他に関して外国人受刑者への配慮がなされているところである。しかし、自由刑の執行はそれ自体人権の制約を内包しており、日本の受刑者への処遇は、時に報道されるように刑事施設内の紀律維持等の観点から相当厳しいとの評価が一般的であり、行政上の対応は改善に向けて動きつつあるが、さらなる人権保護の視点からの処遇改善が必要であると考えられるのであり、憲法学との関連を有する問題でもあるので、今後詳細な考察を行いたいと考えるものである。

一方、弁護士に対する聞き取り調査では、外国人犯罪の発生状況を近時10年程度の流れに従って説明していただき、警察による捜査、起訴、公判までの過程も、概略を図示しつつ、具体的な事例にも即しながら、詳細に説明していただいたが、本文での事例紹介に示した国選弁護人を務めた全面否認事件では、外国人被疑者の考え方や、社会的背景等も考慮すべき問題を含んでおり、非常に大きな示唆を得たところである。なお、本来、法律学的の視点からは、警察・検察・裁判所に対して、被疑者・被告人の権利保護のために弁護士が果たしている役割を見定め、具体的事例の中で、それぞれがどのように行動し、互いの立場がどのようにぶつかったかなどの問題について詳細な検討を行うべきであったが、本稿では実情把握を優先しようとしたために中途のままとなってしまったので、今後の課題とするものである。

また、全体的には、刑事司法過程の把握という大きな主題を扱い、制度の概観をも行わなくてはならなかったために、本稿の目的であった新潟県内での具体的な事例の把握という観点から見れば不十分なものとなっており、今後は、一つ一つの課題を、より詳細に論じたいと考えている。本稿は、そのための基礎としては一定の成果を上げていると考えるものである。最後に、新潟県警、新潟地方検察庁、新潟地方裁判所、最高裁判所、新潟刑務所、府中刑務所、新潟県弁護士会、高橋幸知弁護士ほかの調査にご協力頂いた方々に心から謝意を表すものである。

[注]

注(1) 以下の外国人出入国状況の記述は、法務大臣官房司法法制部編『第42出入国管理年報平成15年版』国立印刷局2003年に基づいて作成された新潟県総合政策部国際交流課編『国際交流概要(平成15年度)』124頁、ならびに、国籍別出入国者数に関しては、新潟県総合政策部統計課編『第113回新潟県統計年鑑2002』新潟県統計協会2003年の表2-28を参照(本稿に記載した新潟県関連の統計資料は新潟県のサイト<<http://www.pref.niigata.jp>>から入手可能である)。なお、外国人の定義については、通常、永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等を定住者ないし定着居住者といい、日本にいる外国人から定着居住者、在日米軍関係者および在留資格不明の者を除いたものを来日外国人(例えば『平成15年版警察白書』等参照)というのが通常の定義であるが、本稿では、基本的に外国人一般に関して刑事司法手続きにおける権利の保障を新潟県の実情に即して検討するが、共同研究の趣旨および目的に鑑み、日本語の壁の観点を中心に考察するために、来日外国人に関する記述が主となることをお断りしておく。ちなみに、在留資格別外国人登録者数に関する同新潟県統計年鑑の表2-10によれば、平成13年の外国人登録者総数12834人のうち、永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等の定住者の総数は5171人である。なお、出入国管理その他に関連する新潟県内の主要機関として、東京入国管理局新潟出張所、東京税関新潟支署、第九管区海上保安本部などがあるが、本稿では共同研究の趣旨に鑑み、出入国管理関連に関しては適宜触れるにとどめ、その現状や課題の詳細な分析は行わない。

注(2) 人権が人間の尊厳性に由来する前国家的権利性を有することや、日本国憲法の国際協調主義など

を根拠として、外国人が日本国憲法の保障する人権の享有主体であることを肯定し、どのような人権をいかなる程度において享有するかについて、「憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」（最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決：民集32巻7号1223頁、判例時報903号3頁）であるとするのが、通説・判例である。このような外国人の人権享有主体性や権利性質説等に関しては、佐藤幸治『憲法〔第3版〕』青林書院1997年417頁以下、芦部信喜・高橋和之補訂『憲法〔第3版〕』岩波書店2002年89頁以下などを参照。また、国際法における外国人の待遇に関しては、波多野里望・小川芳彦編『国際法講義〔新版増補〕』有斐閣1998年、香西茂・太寿堂鼎・高林秀雄・山手治之『国際法概説〔第3版改訂〕』有斐閣1992年等参照。

注（3） 一連の刑事司法過程ならびに後掲図1については、田宮裕『刑事訴訟法（新版）』有斐閣1996年、山中敬一『刑事法入門（改訂版）』成文堂1996年、松尾浩也『刑事訴訟法（上）（新版）』および『刑事訴訟法（下）（新版補正第2版）』ともに弘文堂1999年、藤木英雄・土本武司・松本時夫『刑事訴訟法入門（第3版）』有斐閣2000年、田口守一『刑事訴訟法（第3版）』弘文堂2001年、上口裕・後藤昭・安富潔・渡辺修『刑事訴訟法（第3版）』有斐閣2002年、福井厚『刑事訴訟法講義（第2版）』法律文化社2003年等参照。ただし、本稿では、刑事司法過程における外国人の被害者または被疑者の権利保障の把握に主眼をおいているために、原則的には成年者の場合を想定しており、少年事件等は扱わない。

注（4） どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰を科されるか、あるいは被疑者・被告人の手続き上の地位がどのようなものであるかは、国により異なるものがある。

まず、犯罪や刑罰の相違については、死刑制度の有無、ならびに死刑を科せられる犯罪がいかなるものであるかは、世界各国で大きな違いがあることは周知の事実であろう。また、薬物政策に関してみると、たとえば、オランダは、麻薬政策の主な目的は予防で、健康上のリスクの違いからソフトドラッグ（ハシシとマリファナ）とハードドラッグ（ヘロイン・コカイン・合成ドラッグなど）とを区別し、一定の基準を満たしているいわゆる「コーヒーショップ」でのソフトドラッグ販売および使用を処罰対象とはしていない（オランダ大使館の日本語公式サイト〈<http://www.oranda.or.jp/index/japanese/index.html>〉における「オランダの今—オランダの話題」の「2.保健」の「h 麻薬」ならびに「オランダのドラッグ政策」参照）。それに対して、世界的には薬物全般に厳しい国が多数であり、日本でも、大麻は大麻取締法により栽培・所持・譲渡・使用が原則として禁止されており、処罰対象になる。中国は厳格で、麻薬等の製造・販売・密輸の最高刑は死刑であり、日本人が覚せい剤密輸の罪で中国の人民法院により死刑判決を受けた例がある（朝日新聞2004年2月14日付や産経新聞2004年2月14日付等参照）。

また、検察官が被疑者を必ず起訴するか否かに関しても、国により違いがある。後述するように、日本は起訴便宜主義を採用しているが、ドイツは起訴法定主義を採用している（村上淳一およびハンス・ペーター・マルチュケ著『ドイツ法入門〔改訂第3版〕』有斐閣1997年184頁）。

また、裁判が、三審制か、二審制かなども、国によって異なり、日本は三審制を採用しているが、中国では二審制である（木間正道・鈴木賢・高見沢磨『現代中国法入門』有斐閣1998年124頁）。

注（5） 以下の内容は、新潟県警察本部における刑事部刑事総務課課長補佐山岸正人氏と刑事総務課国際捜査室係長羽根和明氏に対して堀江ならびに黒田俊郎・坂口淳ほか1名が行った2003年12月4日の聞き取り調査、2004年3月22日の刑事部総務課に対する電話での聞き取り調査、ならびに新潟県警作成の資料によるものである。新潟県警の部内通訳や部外通訳に関しては、後述する。

注（6） ただし、この在外国民に対する外交保護権は、国家の権利であって、被害者個人の権利ではないこと、したがって、国籍国に対して損害を被った個人の要請があった場合でも、国籍国は損害発生国との関

係などを考慮して外交的保護に乗り出さない場合があることに注意が必要であるが、こうしたことに関して前掲注2・波多野里望・小川芳彦編『国際法講義 [新版増補]』248頁・362-363頁参照。

注(7) 新潟県警察本部広報広聴課けいさつ相談室より送付頂いた資料をもとにしたものである。

なお、関連して、交通事故等の被害者に対する慰謝料算定において、日本と比較して所得水準の低い国の外国人が被害者である場合に慰謝料が低めに算定されるか否かの問題に関して、「慰謝料は、個々具体的な固有の事情に即して算定されるものであり、一般的に低めが多いと評するのは当を得たものではない。(略)人間の受傷による精神的苦痛は、日本人であれ外国人であれ等しく、その痛みを感じるものであり、被害者に経済的資力や財産がなくとも精神的被害に対する賠償額に基本的な別異があることはゆるされないのであるから出身母国の国籍如何に関係ない」(東京弁護士会外国人権救済センター運営委員会編『弁護士による外国人権救済事例第2集-外国人の人權保障を目指して-』明石書店1998年126-127頁)と指摘されているが、本共同研究の目的に鑑み、交通事故等の新潟県内での具体的事例は収集しなかったため、後日の課題とするものである。なお、外国人の労働災害の例について、石田武臣・近藤博徳・三木恵美子・梓澤和幸『外国人問題弁護ノート』アルク1999年172頁以下。

注(8) 聞き取り調査は、前掲注5・調査によるものである。白書に関しては、警察庁編『平成15年版警察白書』ぎょうせい2003年、ならびに法務省法務総合研究所編『平成15年版 犯罪白書』国立印刷局2003年をはじめとする各年度の白書(各年度の警察白書および犯罪白書のあらましは警察庁<<http://www.npa.go.jp/index.htm>>および法務省<<http://www.moj.go.jp/>>のサイトから入手可能)を参照したが、とくに「平成13年版犯罪白書のあらまし」ならびに「平成14年版犯罪白書のあらまし」の外国人犯罪の動向を参考にした。また、法務省の大臣官房司法法制部司法法制課による「外国人被收容者人員の推移」は、上記の法務省のサイトから入手したものである。

注(9) 新潟県警による「新潟県緊急治安対策プログラム」に関しては、新潟県警のサイト<<http://www.police.pref.niigata.jp/>>から入手可能である。そこには、「2 組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策」として、まず、新潟県における来日外国人犯罪検挙件数が、1992年に143件だったものが2002年には437件と3倍以上に急増したこと、来日外国人組織による窃盗事件の増加がとくに目立つことなどの実態が述べられている。そして、第1に、組織犯罪情報の集約と共有による捜査の推進を図り、暴力団対策、来日外国人犯罪対策、銃器・薬物対策の各組織を統合し、情報の一元化・共有化により組織犯罪に対する捜査活動を強化すること、第2に暴力団組織の壊滅に向けた総合対策の推進、第3に、入国管理局等と連携した諸対策の推進を図り、国際海空港を利用した集団密航事案、銃器薬物の密輸入事案、自動車等の盗難品輸出事案等の取り締まりを強化するために、入国管理局、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を密にし、情報交換、出入国者のチェック、入港船舶に対する合同サーチ、港湾地域における監視活動等の水際対策の実施、特に、新潟東港については、国、県等の関係機関で組織している「新潟東港問題連絡協議会」と連携した諸対策を重点的に推進すること、などが述べられている。

注(10) 第九管区海上保安本部(<<http://www.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/>>)のトピックスから入手可能な「平成13年九管区十大ニュース」では、「警察庁の薬物密輸情報を基に、警察・税関との合同捜査本部を設置し、新潟港に入港した容疑船舶であるカンボジア籍貨物船「OAKS WOOD」の監視警戒を実施中の9月24日、容疑人物が新潟県北蒲原郡聖籠町所在のショッピングセンター駐車場において、群馬県ナンバーの車両人物2名と接触したことから、合同捜査本部捜査員により職務質問を実施し、ビニール袋内部に薬物よりの物件を認めました。本物件の予試検を実施したところ、大麻樹脂(約5.03kg)であることが判明し、同乗組員(ロシア人)及び車両人物(日本人及びイラン人)の計3名を大麻取締法違反(営利目的所持)の現行犯で逮捕しました。この後、容疑船舶内の捜索を実施しましたが、新たな物件の発見には至りません

でした」と述べられている。また、「平成15年重大ニュース発表」では、「第4位 新潟東港にて大麻樹脂・あへん密輸を摘発」として、「新潟東港にてロシア船G号(GEROY AANDGEEV 1590トン)乗組員が大麻樹脂及びあへんを密輸入。国際犯罪対策基地の情報をもとに新潟海上保安本部、新潟県警察、及び税関の合同で捜査を実施し、3月3日にG号一等航海士を大麻取締法違反及びあへん法違反の容疑で逮捕しました。押収物：大麻樹脂及びあへん9.2キログラム(末端価格8200万円相当)」と述べられている。後者の事件は、新潟地方裁判所平成15年7月1日判決[平成15年(わ)第112号あへん法違反、大麻取締法違反(変更後の訴因 あへん法違反、大麻取締法違反、関税法違反)被告事件]である。

注(11) 捜査の端緒に関しては、前掲注3の諸文献参照。また、以下の記述は、刑事訴訟法、刑事訴訟規則、警察法、警察官職務執行法、ならびに犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)などに関連するが、これらの法令は、六法、あるいは、「電子政府の総合窓口」のサイトの法令データ提供システム<<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>>から入手可能である。なお、例えば平成14年の具体的な罪種別・認知の端緒別の認知件数に関しては、警察庁の統計のサイトの「平成14年の犯罪」を参照。2004年3月1日に上越市の高橋法律事務所で行った高橋幸知弁護士に対する聞き取り調査でも、警察官による聞き込み調査や職務質問、あるいは自動車検問によって、自動車窃盗や不法滞在者の検挙につながった事例があるという。また、前掲注5の新潟県警に対する聞き取り調査によれば、外国人が被疑者である場合の管轄は、基本的に、犯罪の性質によって担当部署が決まり、2003年11月時点では、新潟県警の場合には、強盗は刑事部捜査第1課、窃盗は捜査第3課などであるとのことである。ただし、麻薬・覚せい剤等の薬物事犯関連は、生活安全部生活保安課の管轄であるが、外国人が関係する場合には刑事部の国際捜査室も通訳手配などで関係を持つとのことである。また、外国人集団密航事件や、国際テロ対策や、北朝鮮拉致被害者問題や、外国人研修生指導などは、内容に応じて警備部の外事課や国際犯罪対策室等が対応するとのことである。ただし、2003年11月に発表した「新潟県緊急治安対策プログラム」実現を図るために、新潟県警は、刑事部に組織暴力団や銃器・薬物犯罪捜査にあたるための組織犯罪対策課を新設し、これまでの刑事部の暴力団対策課および刑事総務課組織犯罪対策室、ならびに生活安全部の生活保安課銃器薬物対策室を統合する対応を行っている(朝日新聞2004年3月17日付)。

なお、統計に関して留意すべき点として、犯罪認知件数は、犯罪発生件数とは異なることである。たとえば、薬物の自己使用事犯においては被害者がいないので、使用者が何らかの方法で検挙されない限り、発覚しないのが通例である。また、親告罪において、被害届が提出されない場合には、犯罪認知件数には示されないことになるのである。

また、県警に対する聞き取り調査によれば、たとえば、入管や海上保安庁から国際捜査室に通訳の依頼が来る不法入国の事例の中には、密航船(貨物船に隠れる場合や、コンテナの中に隠れる場合など)、航空機(偽造パスポートで入国を図る場合や、空港からひそかに脱出する場合もある)、寄港地上陸(外国船が寄港した際にひそかに上陸して失踪してしまう場合など)などによるものがあるとのことであるが、警察官による外国人への職務質問などで不法入国が明らかになったり、そのような不法入国者が犯罪を起こしたり、犯罪の被害者になったりするなどにより、事件が発生しないと、その外国人が不法入国者なのかもわからないのである。一般的に見ても、入国管理は法務省入国管理局の管轄であり、外国人登録の原票作成は市町村の管轄となっているので、登録されている外国人が何か事件を起こしたり被害者になったりしないと、市町村に照会しても当該外国人に関する情報を教えてもらえない、(市町村からの情報データは県をとばしていきなり法務省に行ってしまうし、そうしたデータが公開されるのは2年遅れなので最新の情報はほとんど入手できない)のであり、したがって、警察官による地道な警ら活動で把握するしか方法がない(適法に生活している外国人と、そうでない外国人とを見分けるのは、現実には困難であり、研修生として入国した外国

人が失踪して不法滞在になった場合でも、把握しにくい) のが現状であるといえよう。

注(12) 前掲注10・新潟地方裁判所平成15年7月1日判決の事案では、ロシア関係当局からの薬物密輸情報を手がかりとして、新潟県警察が、東京税関新潟支署および新潟海上保安本部との合同捜査で、ロシア連邦の薬物密売組織に所属する共犯者からあへん等の違法薬物を日本に密輸することの依頼を受けて日本国内に密輸しようとしたロシア人の被疑者を逮捕するとともに、あへんと大麻樹脂を押収したことが、認定されている。

注(13) 任意捜査の原則に関しては、前掲注3の諸文献参照。なお、既述のように平成14年の刑法犯は285万3739件にのぼっているが、事件処理の過程で逮捕された者は約14万人であって、「逮捕は非常に慎重に行われ、多くの事件は被疑者の身柄を拘束しないまま処理されています(任意捜査の原則)」と述べられている(警察庁のサイトから入手できる「警察の留置業務」の「被疑者の身柄拘束に関する制度の概要」による)。

注(14) 領事通報依頼に関する記述は、大木和弘・金竜介・児玉晃一・関聡介『外国人刑事弁護マニュアル』現代人文社1997年21頁によるものである。また、領事関係に関するウィーン条約に関しては、小田滋・石本泰雄編集代表『解説 条約集(第8版)』三省堂1999年、大沼保昭・藤田久一編集代表『国際条約集 2001年版』有斐閣2001年参照。

注(15) 前掲注3の田宮裕『刑事訴訟法(新版)』251頁等参照。

注(16) 前掲注5の聞き取り調査による。

注(17) 被疑者の取り調べおよび供述調書作成の意義については、前掲注3の各文献参照。まず、被疑者の取り調べとは、一般に、捜査機関が犯罪の嫌疑を受けて捜査の対象になっている者に対する質疑応答の形式で情報を得ることをいうが、被疑者の自白が犯罪事実を自ら認めるものとして重要である(ただし、それ故に、自白を求める捜査機関の追及が被疑者の人権を侵害するおそれがあること、ならびに、物的証拠が少ない場合などに自白への過信や自白の偏重が誤判を引き起こすおそれがあることが問題となるのである)。この被疑者の供述が、供述調書(検察官が録取したものを検察官面前調書ないし検面調書、司法警察職員が録取したものを司法警察職員面前調書ないし員面調書という)に録取されることになる。

注(18) たとえば、東京地方裁判所平成3年9月30日判決(判例時報1401号31頁)に関して、前掲注14・大木和弘・金竜介・児玉晃一・関聡介『外国人刑事弁護マニュアル』158頁では、「外国人の被疑者の自白について、『取調べ警官から、相当強引な発問が行われたことが随所に垣間見られるのであって、このような取調べにより、異国の地で逮捕・勾留され、わが国の法制度について無知な被告人が、相当程度困惑しあるいは混乱に陥った可能性を否定できない』ところであり、その他自白の内容に具体性に乏しい上、これを裏付けるに足る証拠がないこと、供述経過等に照らし、その信用性を肯定することができないとされた事例」であるとしている。

注(19) 法務省刑事局外国人関係事犯研究会編『外国人犯罪裁判例集』法曹会1994年30頁以下参照。

注(20) 当該判決に関しては、前掲注19・法務省刑事局外国人関係事犯研究会編『外国人犯罪裁判例集』16頁以下、ならびに、判例時報1376号24頁、判例タイムズ743号69頁参照。

注(21) 刑事訴訟法第246条本文は、「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない」と規定し、捜査終了後の事件のすべてを、公訴を提起するか否かの処分権限を有する検察官に送致する全件送致主義を原則としている。しかし、一定の微罪に関して、司法警察員は、検察官の一般的指示(刑事訴訟法第193条第1項)に基づき、「捜査した事件について、犯罪事実が極めて軽微であり、かつ、検察官から送

致の手続きをとる必要がないとあらかじめ指定されたものについては、送致しないことができる」(犯罪捜査規範第198条)とされ、警察限りで訓戒等(犯罪捜査規範第200条)を行うだけで手続きを終了させることが許されており、これを微罪処分という(刑事訴訟法第246条但書)。なお、微罪処分事件は、「その処理年月日、被疑者の氏名、年齢、職業及び住居、罪名並びに犯罪事実の要旨を1月ごとに一括して、微罪処分事件報告書(略)により検察官に報告しなければならない」(犯罪捜査規範第199条)ものとされている。なお、前掲注3・山中敬一『刑事訴訟法入門(改訂版)』271-272頁参照。以下の逮捕・留置・勾留の記述も、同書を参考にした。

注(22) 前掲注3の諸文献参照。

注(23) この代用監獄に関しては、被疑者が捜査機関の支配下におかれ、長時間の取り調べや自白の強制につながるおそれがあるとの批判につき、法学セミナー増刊・総合特集シリーズ『監獄の現在』日本評論社1988年、北村泰三『国際人権と刑事拘禁』日本評論社1996年、前掲注3・山中敬一『刑事訴訟法入門(改訂版)』269頁・306頁、今井直監修アムネスティ・インターナショナル日本支部編『拷問等禁止条約 NGOが創った国際基準』現代人文社2000年の46頁以下(海渡雄一執筆)等参照。ただし、前掲注5の新潟県警に対する聞き取り調査では、日本人被疑者ならびに外国人被疑者の留置・勾留に際しては、人権確保のために慎重に対応しているとのことであった。

注(24) 以下の留置に関する記述は、前掲注13・「警察の留置業務」による。

注(25) 前掲注3の諸文献を参照。

注(26) 平成14年の検察庁受理人員その他の概数の資料は、法務省作成の「平成14年の犯罪情勢」<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dail/1siryou2.pdf>>によるものである。また、以下の平成12年の表は、青山善充・菅野和夫編集代表『有斐閣 判例六法 平成15年版』有斐閣2002年1745頁、ならびに法務省大臣官房司法法制部司法法制課作成の平成14年等における「被疑事件の通常受理人員」(法務省のサイトから入手)によるものである。

注(27) 前掲注5の新潟県警に対する聞き取り調査、ならびに県警から入手した資料によるものである。

注(28) 警察庁警察大学校国際捜査研修所の通訳育成に関する研修内容について、「来日外国人犯罪の捜査に従事する警察官には、外国語はもとより、出入国管理、国際捜査共助、刑事手続等に関する条約や国内外の法制等、極めて幅広い分野に関する特別の知識が求められることから、国際捜査研修所では、国際犯罪捜査等に関する実務研修や英語、中国語、韓国語等の語学研修、海外研修棟を実施し、国際捜査官の育成に努めています」と述べられている(警察大学校のサイト<<http://www.npa.go.jp/keidai/keidai.html>>による)。

注(29) 2001年3月5日の「平成13年2月新潟県議会定例会」における佐藤莞爾議員による一般質問の「質問答弁書」によるものであるが、これは、新潟県議会のサイト<<http://www.pref.niigata.jp/gikai/ja/index.htm>>から「会議録の検索と閲覧」に入り、そこでキーワードとして「県警」・「外国人」・「通訳」を入力して検索し、会議録を得たものである。

注(30) 刑事裁判の流れに関しては、前掲注3の諸文献を参照。より具体的なものとしては、著者が創作した覚せい剤自己使用による覚せい剤取締法違反事件を例として刑事裁判の流れを示している井上薫『法廷傍聴へ行こう』法学書院1995年33頁以下や、酒気帯び運転で自損事故を起こした者がそのまま逃走したという道路交通法違反事件の例について東京地裁探検隊編『東京地裁ってどんなところ 裁判の現場ってこんなところイラストガイドマップ』公人社1993年の28頁以下など参照。逮捕状、勾留状、起訴状や、供述調書その他の各種証拠書類、論告要旨、弁論要旨、ならびに判決書の例は、上記・井上薫『法廷傍聴へ行こう』参照。

注(31) 2004年2月12日に行った新潟地方裁判所総務課橋本氏に対する電話調査、ならびにその後送付頂いた資料による。

注(32) この大阪高等裁判所昭和27年1月22日決定は、裁判所の公式サイト<<http://www.courts.go.jp/>>の判例情報における高等裁判所判例集の検索ページ<<http://courtdomino2.courts.go.jp/kshanrei.nsf/SearchKousai?OpenForm>>からの検索で入手可能である。

注(33) 当該判決に関しては、判例時報1546号139頁、判例タイムズ890号284頁参照。

注(34) 当該段落の、法廷通訳に関する記述および引用は、松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法判例百選 [第7版]』有斐閣1998年(別冊ジュリストNo.148)の「59 外国人被告人と法廷通訳」(田中康郎執筆)122-123頁による。

注(35) 法廷通訳人の具体的な体験ならびに法廷通訳になるための方法や必要な書籍リスト等は、「法廷通訳のページ」<<http://village.infoweb.ne.jp/~fwkd6368/houtei.htm>>参照。また、外国人刑事事件における法廷通訳人の役割や法廷通訳人になる方法等に関しては、最高裁判所のサイト<<http://courtdomino2.courts.go.jp/home.nsf>>の広報テーマでの「外国人刑事事件と法廷通訳」も参照。

注(36) 前掲注31の新潟地方裁判所からの送付資料である最高裁判所事務総局刑事局編『平成16年版 ごぞんじですか 法廷通訳 — あなたも法廷通訳を —』7頁参照。なお、次の平成14年に全国の裁判所で使用された外国語の統計、ならびに出版されている法廷通訳のハンドブックの種類資料も、当該資料によるものである。

注(37) 表11は、各年度の最高裁判所事務総局編『司法統計年報 平成14年 2 刑事編』法曹会の『司法統計年報』(裁判所の公式サイト<<http://www.courts.go.jp/>>の司法統計年報<http://courtdomino2.courts.go.jp/tokei_y.nsf>から入手可能)における「表20 通常第1審事件の終局総人員—受理区分別及び終局区分別—地方裁判所管内全地方裁判所別」に、表12は、同「表21 通常第1審事件の終局総人員—受理区分別及び終局区分別—地方裁判所管内全地方裁判所別」、ならびに表13は、同「表38 外国人の通常第1審事件の終局総人員—終局区分別—地方裁判所管内全地方裁判所・全簡易裁判所別」をもとにして作成したものである。

注(38) 前掲注2・芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 [第3版]』104頁。明治憲法のもとでは、いわゆる特別権力関係理論により、在監者のように公権力と特殊な関係にある者に対して、公権力は法律の根拠なしに包括的な支配権を有し、法律の根拠なしに人権を制限でき、公権力の当該行為は原則として司法審査に服さないとされており、この理論が戦後も引き続いて唱えられていたが、基本的人権の尊重を主眼とし、法の支配を採用する現行憲法下では妥当ではない。

なお、受刑者の法的地位や刑務所内の処遇その他に関しては、たとえば、前掲注3・山中敬一『刑事訴訟法入門 (改訂版)』284頁以下の「第15講 行刑法の基本構造」参照。なお、一般的な受刑者の権利や処遇全般については、法学セミナー増刊・総合特集シリーズ『監獄の現在』日本評論社1988年、北村泰三『国際人権と刑事拘禁』日本評論社1996年、菊田幸一『日本の刑務所』岩波書店2002年、あるいは、行刑運営に関する調査検討委員会「行刑運営の実情に関する中間報告(名古屋刑務所事件の現員と行刑運営の問題点について)」ならびに行刑改革会議「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所～」2003年(ともに法務省のサイト<<http://www.moj.go.jp/>>から入手可能)、一般書として、監獄法改悪とたたかう獄中者の会編『全国監獄実態 [増補普及版]』緑風出版1999年、安土茂『逮捕られたらどうなる』日本文芸社2000年、瀬戸弘幸『外国人犯罪』セントラル出版2000年、花輪和一『刑務所の中』青林工藝社2000年など参照。

注(39) 2004年3月8日の新潟刑務所庶務課長西見卓明氏に対する電話での聞き取り調査による。

なお、前掲注38・菊田幸一『日本の刑務所』目次末尾の「日本の刑務所と収用分類級」の表および本文2-3頁によれば、新潟刑務所は、収容分類級（A級=犯罪傾向が進んでいない者：B級=犯罪傾向が進んでいる者：W級=女性：I級=禁錮刑の者：F級=処遇上配慮を必要とする外国人：L級=刑期8年以上の者：Y級=26歳未満の成人：M級=精神障害者：P級=身体疾患・傷害のある者）では、B級とF級に分類されている。

注（40） 2004年3月9日に行った府中刑務所の広報担当者に対する電話での聞き取り調査による。

注（41） 前掲注40・府中刑務所に対するききとり調査によれば、府中刑務所は、外国人受刑者が多数収容されており、言語・宗教・生活習慣に配慮した対応や処遇が行われている。まず、2004年2月末日現在、定員を超える2800人強の受刑者がおり、外国人受刑者は、46カ国の、550人前後が収容されている。国籍別では、中国人が約38パーセント、イラン人が14パーセントであり、他の国籍の者が数人ずつ収容されている。外国人受刑者用の独居房だけの専門棟があり、外国語図書室もある。施設が購入する新聞（英語ではデイリー読売・中国語では人民日報）や雑誌もあるほか、大使館等の差し入れの新聞・雑誌もある。テレビに関しては、毎日ではないが、英語番組や中国語番組が視聴できるようになっている。宗教に配慮して、仏教徒が数珠や経典を用いたり、キリスト教徒がロザリオを用いたり、イスラム教徒がコーランを用いたりすることは（武器使用防止や自殺防止に対応する範囲内で）認められ、ラマダンの申し出がある場合には、通常は決められた時間にとることになっている日中の食事を行わずに、日が没している時間帯で食事を行うことも認められる。食事に関しては、申し出があれば、宗教に配慮した食肉を提供するほかに、菜食主義者にはいっさい肉を用いない食事を提供している。また、府中刑務所と大阪刑務所にだけ国際対策室が設置されているが、府中刑務所国際対策室には、それぞれ英語・中国語・ペルシア語・スペイン語ができる職員がおり、8割以上の受刑者に対応できる。他の言語に関しては、通訳人の派遣会社と契約しており、通訳や翻訳のために随時対応できるようにしている。そのほか、当該派遣会社にも通訳人が登録されていない少数言語に関しても、大使館・領事館や大学等と連絡を取り、適宜、通訳人の確保を行うようにしているとのことであった。

注（42） 前掲注11・上越市の高橋弁護士事務所において、2004年3月1日に堀江ならびに本学の黒田俊郎が行った高橋幸知弁護士に対する聞き取り調査によるものである。なお、当番弁護士に関しては、仕事の量に比べて報酬は僅少なので、若手弁護士の中には消極的な人もいるとのことであったが、高橋弁護士はすすんで引き受けているとのことであった。高橋弁護士は、弁護士登録後、長野市で開業していた時期があるが、出身地の柏崎市に近く、地方裁判所支部・家庭裁判所支部・簡易裁判所がある上越市に転居したという。そして、国選弁護人に関しては、高橋弁護士の経験によれば、人口30万人強の長野市にいたころは国選弁護人としての担当は年間6回くらいであったのに、上越地域は管轄区域人口が26万人（新潟県弁護士会の資料では31万人）で弁護士が5人であるが、上越に転居してから国選弁護人を年間50日から60日担当しているとのことであった。国選弁護人事件では、裁判所がいくつかの事件を1日にまとめることが多く、午前中に2件、午後に1件入った経験があるという。

注（43） 前掲注14の木和弘・金竜介・児玉晃一・関聡介『外国人刑事弁護マニュアル』を指す。

注（44） このような問題に関しては、鳥居淳子・島野穹子・梶村太一『くらしの相談室 国際結婚のQ&A 結婚の成立から離婚・扶養・相続まで』有斐閣1998年等参照。

注（45） 前掲注14・木和弘・金竜介・児玉晃一・関聡介『外国人刑事弁護マニュアル』16頁参照。

注（46） 当該段落の記述は、前掲注11の高橋幸知弁護士に対する聞き取り調査と、前掲注14・木和弘・金竜介・児玉晃一・関聡介『外国人刑事弁護マニュアル』75頁の記述に基づくものである。

注（47） なお、関連して、一般的な外国人事件の事例研究としては、前掲注7・東京弁護士会外国人

権救済センター運営委員会編『弁護士による外国人権救済実例第2集－外国人の人権保障を目指して－』
など参照。同書171頁以下の「事例24 東京都区内にある難民センター内で発生したベトナム人の殺人
事件の控訴審において、正当防衛の主張が認められ、逆転無罪判決が下された事例」では、被告人の権利保
護のために努力した弁護人と、弁護人が接見時や法廷で被告人に対して行った質問や説明を正確に通訳する
ことに徹した通訳人との共同作業の成果の一端を読み取ることができる。

正誤表および追記

序章 (正誤表)

5 頁	本文上から 27 行目	41 がある 6) → 41 がある ⁶⁾
	本文上から 31 行目	飾ったこと → 飾ったこと
	本文上から 35 行目	22 もある 7) → 22 もある ⁷⁾
6 頁	本文上から 16 行目	告げるものであり 8) → 告げるものであり ⁸⁾
	本文上から 20 行目	あふれている 9) → あふれている ⁹⁾
	本文上から 21 行目	以上観たように → 以上みたように
	本文上から 23 行目	できるのである 10) → できるのである ¹⁰⁾
7 頁	本文上から 36 行目	渡っていた → 渡っていった
12 頁	表番号 20 / 年月日	02.03.20 → 03.03.20
	表番号 24 / 年月日	02.06.21 → 03.06.21
	表番号 30 / 見出し	書名 → 署名
13 頁	表番号 40 / 内容	中国 → 中国人

14 頁 参考文献 / 追加 :

奥田道大・鈴木久美子 (編)、2001、『エスノポリス・新宿 / 池袋 : 来日 10 年目のアジア系外国人調査記録』ハーベスト社
宮島喬 (編)、2000、『外国人市民と政治参加』有信堂

第 3 章 (正誤表)

41 頁	本文上から 8 行目	文末のスペースを詰める
	本文上から 13 行目	～ならない。で改行
43 頁	本文上から 9 行目	～を参照]で改行
47 頁	本文上から 4 行目	～するとする。で改行
48 頁	本文上から 1 行目	～12:00 (2 時限)。で改行
52 頁	本文上から 4 行目	ライフ・ステイジ → ライフ・ステージ
53 頁	本文上から 15 行目	ネット → ネットワーク
	本文上から 20 行目	～重要である。で改行
54 頁	本文上から 23 行目	～させられた。で改行
55 頁	本文上から 23 行目	文末のスペースを詰める
58 頁	本文上から 15 行目	ずべて → すべて
	本文上から 30 行目	S さん → Z さん
60 頁	本文上から 2 行目	奇麗 → 綺麗

第 5 章 (追記)

2004 年 4 月 5 日に、新潟県弁護士会事務局若林光氏より、新潟県弁護士会において登録されている通訳人の言語と数、ならびに平成 15 年度に新潟県弁護士会所属の当番弁護士が外国人被疑者と接見する際に依頼した通訳人の件数 ([] 内) に関する資料を入手したので、以下掲げておく。

英語 7 人 [2 回]、中国・北京 11 人 [9 回]、タガログ 5 人、ベトナム 1 人、
ペルシャ 1 人、ウルドゥー 1 人、ヒンディ 1 人、ポルトガル・スペイン 7 人 [8 回]、
韓国 7 人 [1 回]、フランス 1 人、イタリア 1 人、ドイツ 2 人、ロシア 4 人 [9 回]、
タイ 2 人、朝鮮 2 人、パキスタン 2 人、パンジャビ 2 人、マレー語 1 人、トルコ 1 人、
ヘブライ 1 人、インドネシア 1 人、フィリッピン 2 人 [2 回]、モンゴル 1 人 [1 回]